



ながと男女共同参画計画（第4次）

～ 分けるより 認め支えて まとまる社会 ～

令和4年3月 長門市



ながと男女共同参画計画（第4次）策定にあたって



本市は、平成21年に制定した「長門市男女共同参画推進条例」の6つの基本理念のもと、ながと男女共同参画計画（第3次）を策定し、男女共同参画の実現に向けて取り組んでまいりました。

近年、デジタル化社会への対応（Society5.0）、ウイズコロナ、アフターコロナに適應した生活スタイルの変化により、社会の形態、暮らしのスタイルも大きな変革期を迎えています。

そうした中で、市内においては、人口減少、少子高齢化の進行に歯止めがきかず、これまで以上に、性差にとらわれない、個々の能力を生かすまちづくりが求められ、男女共同参画の取組がより重要度を増しています。

このたび、「ながと男女共同参画計画（第3次）」の計画期間が終了することから、これまでの取組の検証や社会情勢の変化、国・県の基本計画や、市民・事業者アンケートの結果を踏まえ、「ながと男女共同参画計画（第4次）」を策定しました。

今後も引き続き、市民、事業者及び関係機関・団体の皆様と連携して、男女共同参画社会の実現に取り組んでまいりますので、皆様のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

終わりに、第4次計画策定にあたりご審議いただきました長門市男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、関係者の皆様、そしてアンケート調査にご協力いただきました皆様方に心から御礼申し上げます。

令和4年3月

長門市長 江原 達也

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景	
2 計画策定の趣旨	
3 計画の位置付け	
4 計画の期間	
第2章 長門市の現状	5
1 統計データからみた市の現状	
2 男女共同参画に関する市民・事業所アンケート調査結果	
3 第3次ながと男女共同参画計画 成果指標の進捗状況	
第3章 計画の基本的な考え方	33
1 計画の基本理念	
2 計画の基本目標	
3 計画の体系	
第4章 計画の内容	37
基本目標Ⅰ 性別にかかわらず、あらゆる分野で活躍できるまちづくり	
重点目標1 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	
重点目標2 働く場における男女共同参画の推進と働きやすい環境づくり	
重点目標3 地域における男女共同参画の推進	
重点目標4 農林水産業における男女共同参画の推進	
基本目標Ⅱ 性別にとらわれない、共同参画意識の醸成	
重点目標1 男女共同参画社会づくりに向けた意識の醸成	
重点目標2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	

基本目標Ⅲ 誰もが、安全・安心に暮らせる社会づくり

重点目標1 配偶者等からの暴力への対策の推進【DV対策基本計画】

重点目標2 生涯を通じた健康支援

重点目標3 誰もが安心して暮らせる環境の整備

第5章 計画の推進

59

1 計画の推進

2 推進体制

3 計画の進行管理

附属参考資料

61

男女共同参画社会基本法

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

長門市男女共同参画推進条例

用語解説

第1章 計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

「ながと男女共同参画計画（第3次）」（平成29年3月）の策定以降、国や県においては、次のような取組が進められてきました。

（1）国の動き

- ・ 「女性活躍推進法」の改正

一般事業主行動計画の策定等の義務を常用労働者301人以上から101人以上の企業に拡大することや、女性活躍に関する情報公表項目の拡大等を内容とする女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律が令和元年5月に成立し、令和2年4月から施行されました。（一般事業主行動計画策定の対象企業の拡大については令和4年4月施行）

- ・ 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の施行

衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とする「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が、平成30年5月に施行されました。国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めることなどが定められました。

- ・ 「働き方改革関連法」の成立

労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進することを目的とした、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が成立し、時間外労働の上限設定や5日以上有給休暇の取得義務の導入等が定められた「労働基準法」が平成31年4月から施行されました。（中小企業の「時間外労働の上限設定」は、令和2年4月施行）

また、正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差を改善するための規定の整備等を内容とする「パートタイム・有期雇用労働法」が改正され、令和2年4月から施行されました。（中小企業は、令和3年4月施行）

- ・ 「男女雇用機会均等法」及び「育児・介護休業法」の改正

職場における妊娠、出産、育児休業等に関するハラスメント防止措置について事業主への義務付けを内容とする「男女雇用機会均等法」及び「育児・介護休業法」が改正され、平成29年1月に施行されました。

また、これらの法律を改正し、事業主に相談等をした労働者に対する不利益取扱いの禁止等、ハラスメント対策の強化について、令和2年6月に一部施行されました。

- ・ 「配偶者暴力防止法」の改正

DV 被害者及びその同伴する家族の保護を行うに当たって、その適切な保護が行われるよう、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」が改正され、令和2年4月に施行されました。これにより、相互に連携を図りながら協力するよう努めるべき関係機関に児童相談所が含まれることが明確化されました。

- ・ 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」の決定

令和2年度から令和4年度までの3年間を、性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」として、刑事法のあり方の検討はもとより、被害者支援の充実、教育・啓発の強化などに取り組むことが、令和2年6月に決定されました。

- ・ SDGs 達成に向けた取組

平成27年に、国連サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、持続可能な環境や社会を実現するために、「誰一人取り残さない」を理念とする行動計画(SDGs)における17ある目標の1つとして「ジェンダー平等の実現」が掲げられました。持続可能で多様性と包括性のある社会の実現のために、平成28年に総理を本部長、全閣僚を構成員とする「SDGs推進本部」が設置されました。

- ・ 国の「第5次男女共同参画基本計画」の策定

男女共同参画社会基本法に基づく、国の「第4次男女共同参画基本計画」(平成27年12月策定)を改正した、「第5次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



(2) 県の動き

・ 「やまぐち維新プラン」の策定

新たな県政運営の指針として、今後、山口県が進める政策の基本的な方向をまとめた総合計画であり、また、目指す県づくりの方向性を、市町、関係団体、企業、県民と共有し、共に取り組んでいくために平成30年10月に策定されました。

・ 第2期「山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定

地方創生を次のステージに押し上げていくため、第1期総合戦略の検証結果を反映し、「やまぐち維新プラン」を「まち・ひと・しごと」の創生の観点から再構築した上で、県の実情に応じた実践的な計画として令和2年3月に策定されました。

その中で、「女性のやまぐちへの定着、活躍の促進」、「女性が輝く地域社会の実現」を掲げ、女性の活躍を促進することとされています。

・ 「山口県配偶者暴力等対策基本計画」の改定

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の改正等を踏まえて、「第5次山口県配偶者暴力等対策基本計画」が令和3年3月に改定され、DV対応と児童虐待対応との連携などが強化されました。

・ 性暴力相談ダイヤル「あさがお」の開設

性暴力被害に特化した相談専用電話が平成29年1月に県男女共同参画相談センターに開設され、関係機関と連携しながら、24時間365日の運用体制で、被害直後からの総合的な支援（相談、産婦人科医療、カウンセリング、法律相談等）が実施されています。

・ 男女共同参画に関する県民調査の実施

男女平等や仕事、家庭、地域等に関する県民の意識や配偶者等からの暴力の実態を把握することを目的として、18歳以上の県民を対象に「男女共同参画に関する県民意識調査」、「男女間における暴力に関する調査」が令和元年9月に実施されました。

・ 「第5次山口県男女共同参画基本計画」の策定

男女共同参画社会基本法に基づく、「第5次山口県男女共同参画基本計画」が、令和3年3月に策定されました。

2 計画策定の趣旨

本市では、男女共同参画社会の実現に向け、平成19年8月に「ながと男女共同参画計画」を策定した後、平成21年3月に「長門市男女共同参画推進条例」を制定しました。

また、平成24年3月に「ながと男女共同参画計画（第2次）」、平成29年3月に「ながと男女共同参画計画（第3次）」を策定し、男女共同参画の推進に関する様々な施策に取り組んできました。

これまでの取組により、男女の地位の平等意識は増加傾向にあるものの、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）がもたらす男性優遇意識は、家庭や職場、地域など、多くの分野で割合が高く、男女の地位の不平等感は依然として存在しています。

国際社会においては、平成27年に国連で決定された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に含まれる持続可能な開発目標（SDGs）において、ゴール5「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」を掲げています。また、国においては、令和2年からの新型コロナウイルス感染症の拡大によって顕在化した配偶者等からの暴力や性暴力の増加・深刻化の懸念や女性の雇用、所得への影響等は、男女共同参画社会の重要性を改めて認識されることになりました。

このような状況の中、「ながと男女共同参画計画（第3次）」の計画期間が令和3年度に満了することに伴い、社会情勢の変化や本市における状況を勘案し、計画の進捗状況及び令和2年度に実施した「男女共同参画に関する市民・事業所アンケート」の結果を踏まえ、「ながと男女共同参画計画（第4次）」を策定しました。

3 計画の位置付け

この計画は、「男女共同参画社会基本法」及び「長門市男女共同参画推進条例」に基づき策定するものであり、「第3次長門市総合計画」を上位計画と位置付け、国の「男女共同参画基本計画」及び「山口県男女共同参画基本計画」との整合を図り策定しました。

また、本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」、「基本目標Ⅲ 重点目標1 配偶者等からの暴力への対策の推進」は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」として位置付けます。

4 計画の期間

令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間を計画期間とします。

ただし、国内外の動向や社会環境の変化を考慮して、必要に応じて見直しを行います。

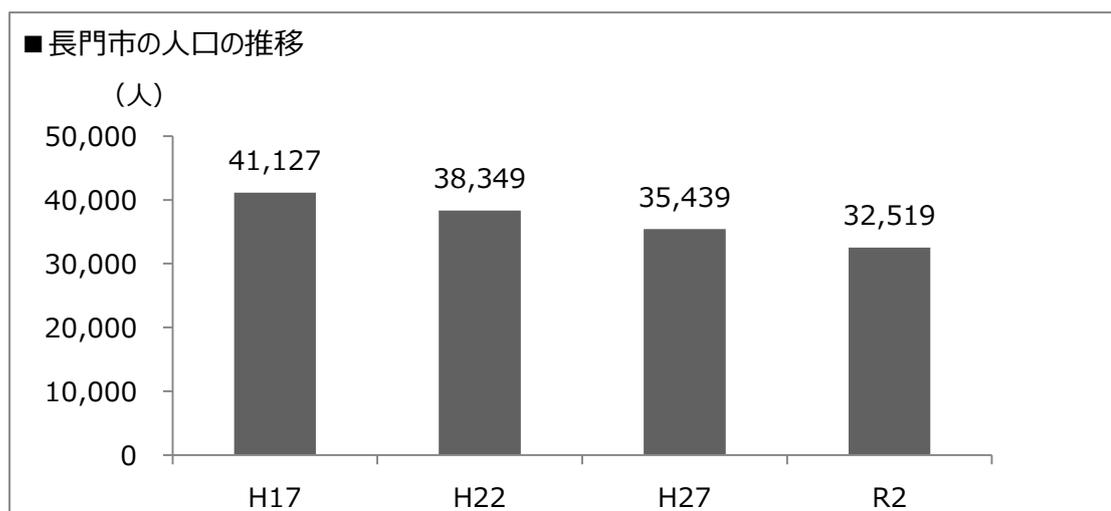
第2章 長門市の現状

第2章 長門市の現状

1 統計データからみた市の現状

(1) 人口減少

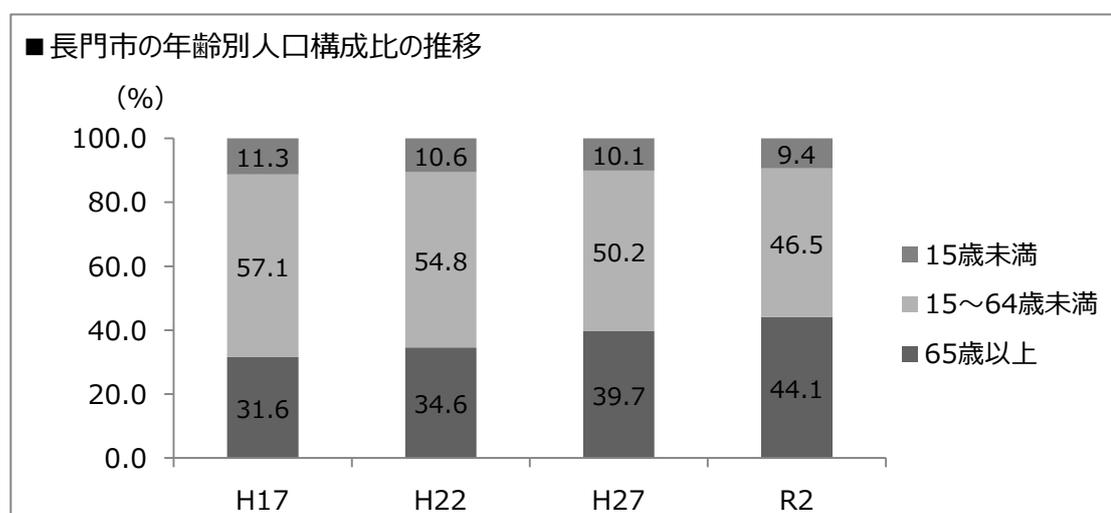
本市の人口は、減少の傾向にあり、令和2年度時点で32,519人であり、平成17年の市町合併時の41,127人と比較すると、8,608人の減少となっています。



参考：「国勢調査結果」（総務省統計局）

(2) 少子高齢化の進行

本市の年齢別人口構成比は、15歳未満の年少人口の割合が減少しているのに対し、65歳以上の老年人口の割合が増えていることから、引き続き少子高齢化が進んでいることがうかがえます。

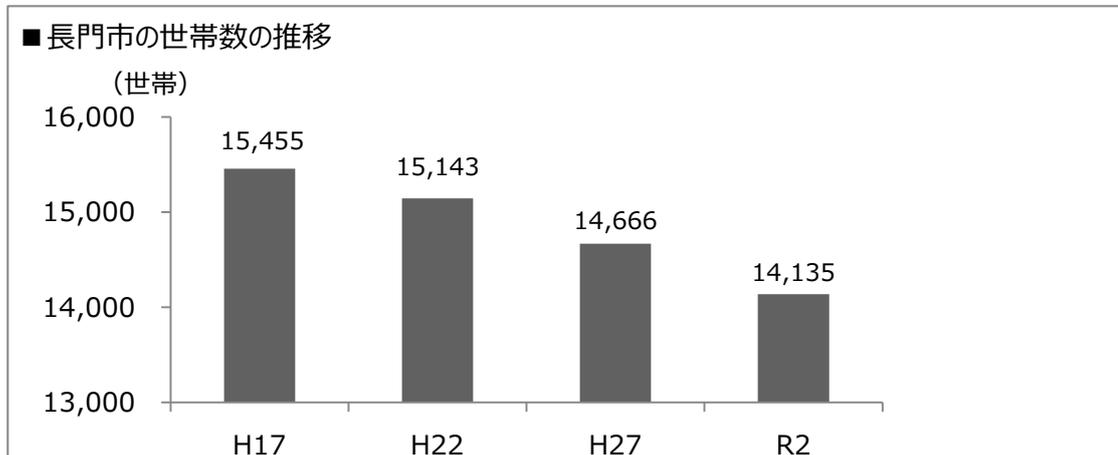


参考：「国勢調査結果」（総務省統計局）

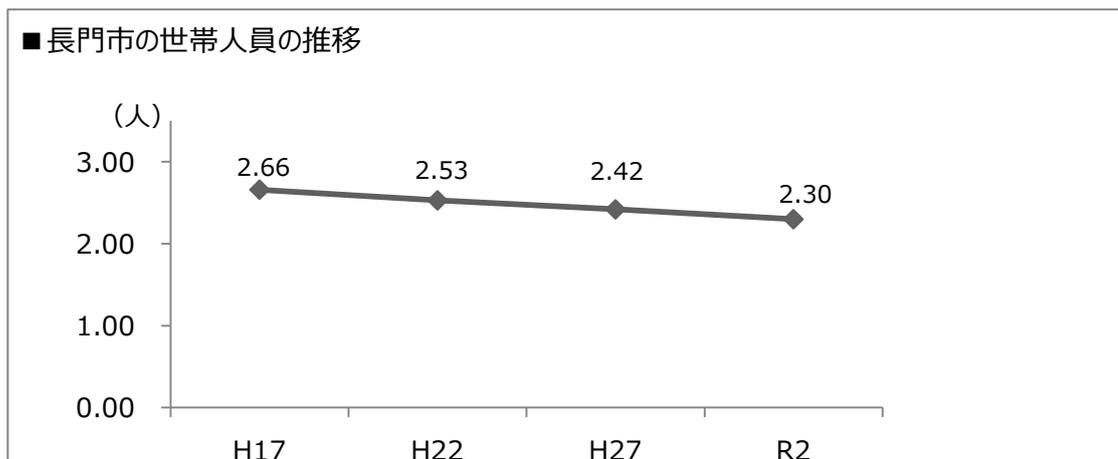
(3) 家族形態の多様化

本市の世帯数は、減少の傾向にあり、令和2年度時点で14,135世帯、平成17年の市町合併時の15,455世帯と比較すると、1,320世帯の減少となっています。

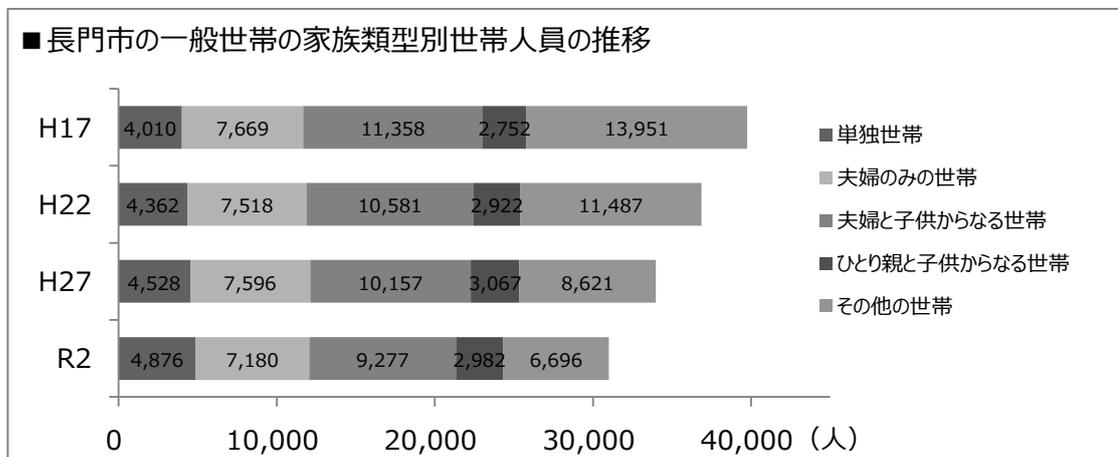
また、1世帯当たりの人員は減り続け、単独世帯は増えているものの、その他の世帯構成人員は減少しています。



参考：「国勢調査結果」(総務省統計局)



参考：「国勢調査結果」(総務省統計局)

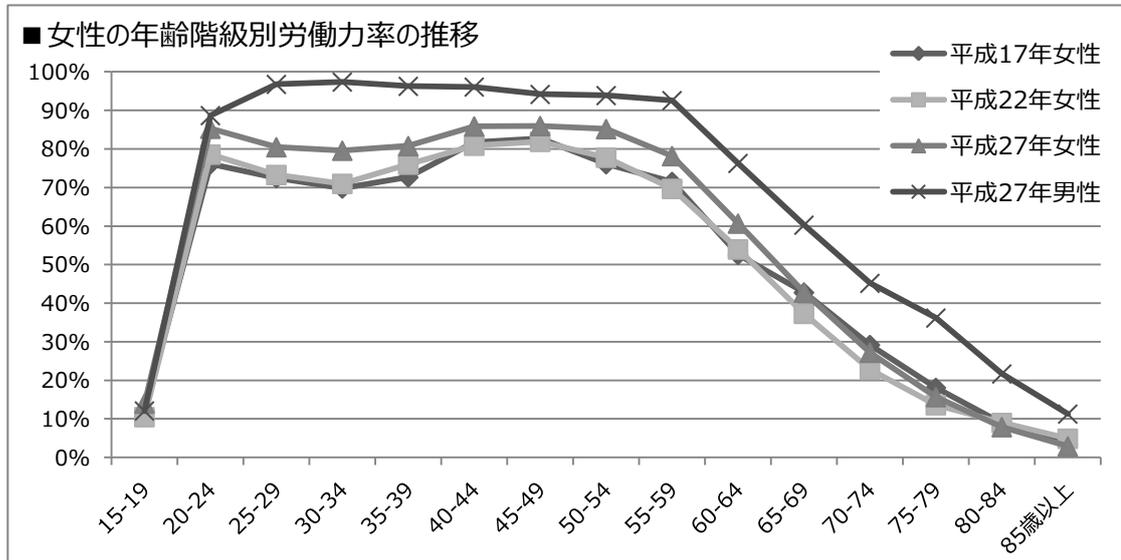


参考：「国勢調査結果」(総務省統計局)

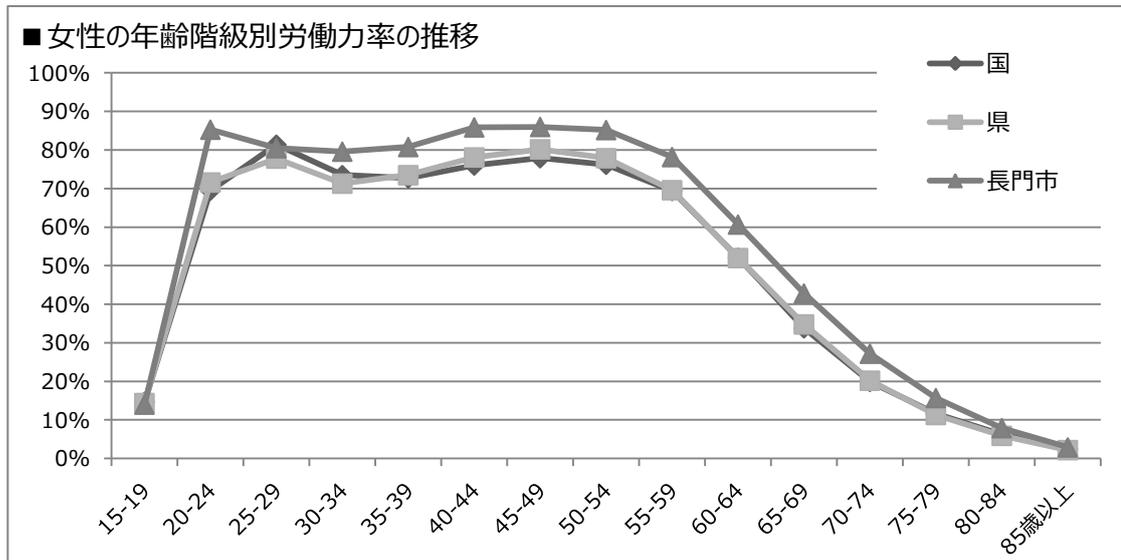
(4) 女性の就業状況

本市の女性の年齢階級別の労働力率は、25歳から39歳までの年齢層で落ち込む「M字カーブ」を示していますが、その落ち込みは年々緩やかになっています。

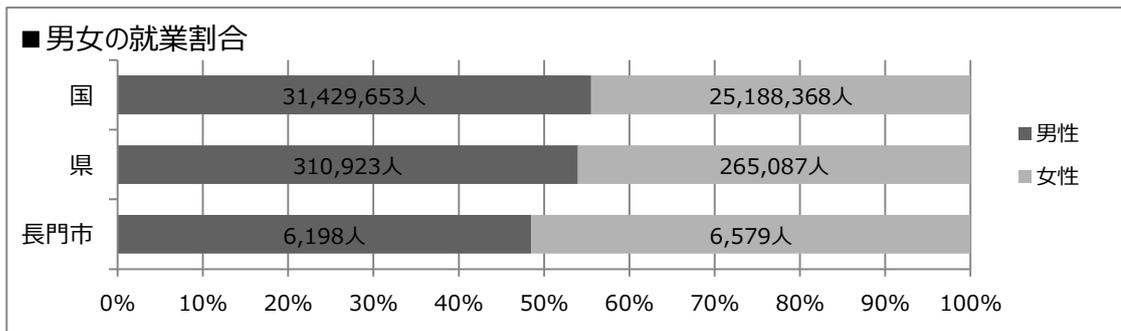
また、全国や県と比較して、女性の就業割合は依然として高い数値となっています。



参考：「国勢調査結果」(総務省統計局)



参考：「国勢調査結果」(総務省統計局)



参考：「経済センサス活動調査結果」(総務省統計局)

2 男女共同参画に関する市民・事業所アンケート調査結果

(1) 目的

「ながと男女共同参画計画（第4次）」の策定にあたり、現状の把握と市民の意見を計画に反映させるための資料として、令和2年9月に市民1,000人を対象とした市民アンケート調査と、市内の120事業所（従業員15名以上）を対象とした事業所アンケート調査を実施しました。

■ 市民アンケート

回収数 455（うち男性 199、女性 249、不明 7）、回収率：45.5%

<調査項目>

- ① 回答者の属性
- ② 男女平等について
- ③ 仕事について
- ④ 家庭生活・生き方等について
- ⑤ 仕事と家庭・地域生活等との両立について
- ⑥ DV・デートDV・ハラスメントについて
- ⑦ 男女共同参画社会の形成について

■ 事業所アンケート

回収数 61、回収率：50.8%

<調査項目>

- ① 回答者の属性（業種、従業員数、管理職数）
- ② 育児・介護と仕事の両立支援について
- ③ 女性の活躍推進について
- ④ ハラスメント対策について
- ⑤ 男女共同参画について

(2) 市民アンケートの結果概要

・ 男女平等について

問1 次の分野において、男女の地位は平等になっていると思いますか。
 (○はア～キの項目ごとに1つずつ)

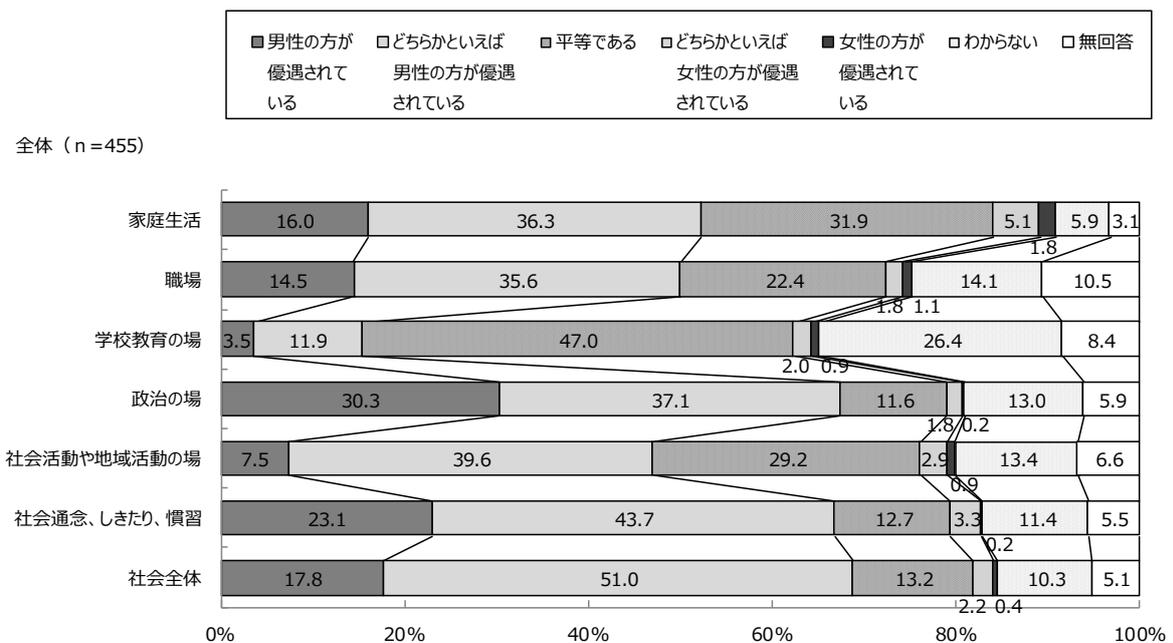
各分野において「平等」と回答した人の割合は、「家庭生活」(31.9%)、「職場」(22.4%)、「学校教育の現場」(47.0%)、「政治の場」(11.6%)、「社会活動や地域活動の場」(29.2%)、「社会通念、しきたり、習慣」(12.7%)、「社会全体」(13.2%) となっています。

「学校教育の場」以外のすべての分野において、『男性優遇』(「男性の方が優遇されている」、「どちらかといえば男性の方が優遇されている」)の割合が高くなっています。

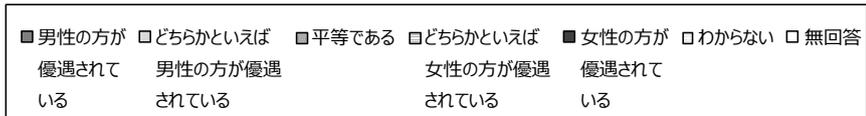
前回調査との比較では、「平等」と回答した人の割合は、「家庭生活」や「職場」の分野で上昇しています。一方、「政治の場」や「社会全体」では、『男性優遇』の割合が上昇しています。

年齢別にみると、各分野とも40歳代から60歳代で『男性優遇』の割合が高くなっています。

【男女の地位の平等感】



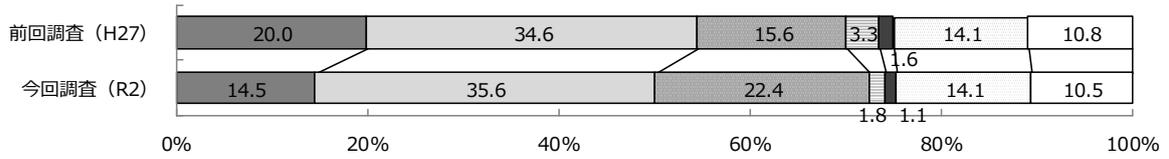
<時系列比較>



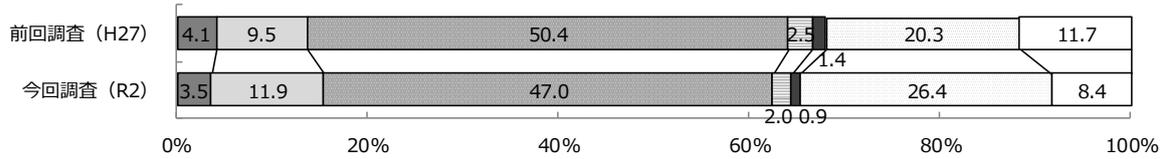
ア 家庭生活



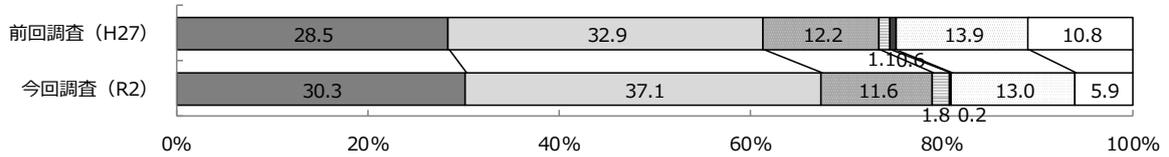
イ 職場



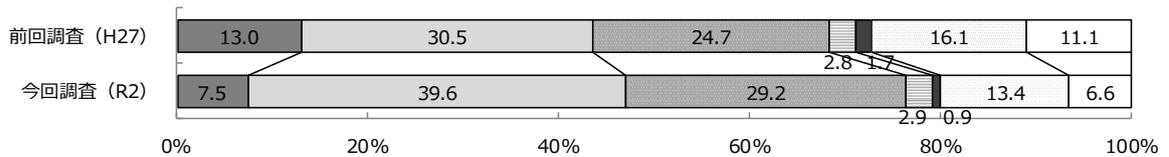
ウ 学校教育の場



エ 政治の場



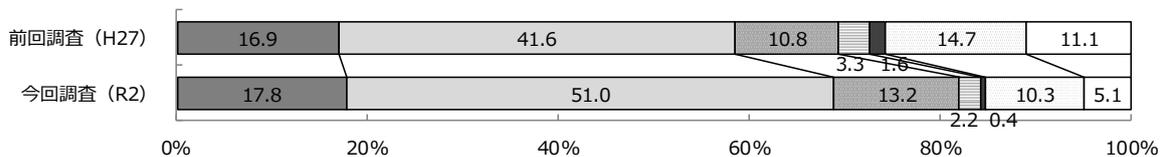
オ 社会活動や地域活動の場



カ 社会通念、しきたり、慣習

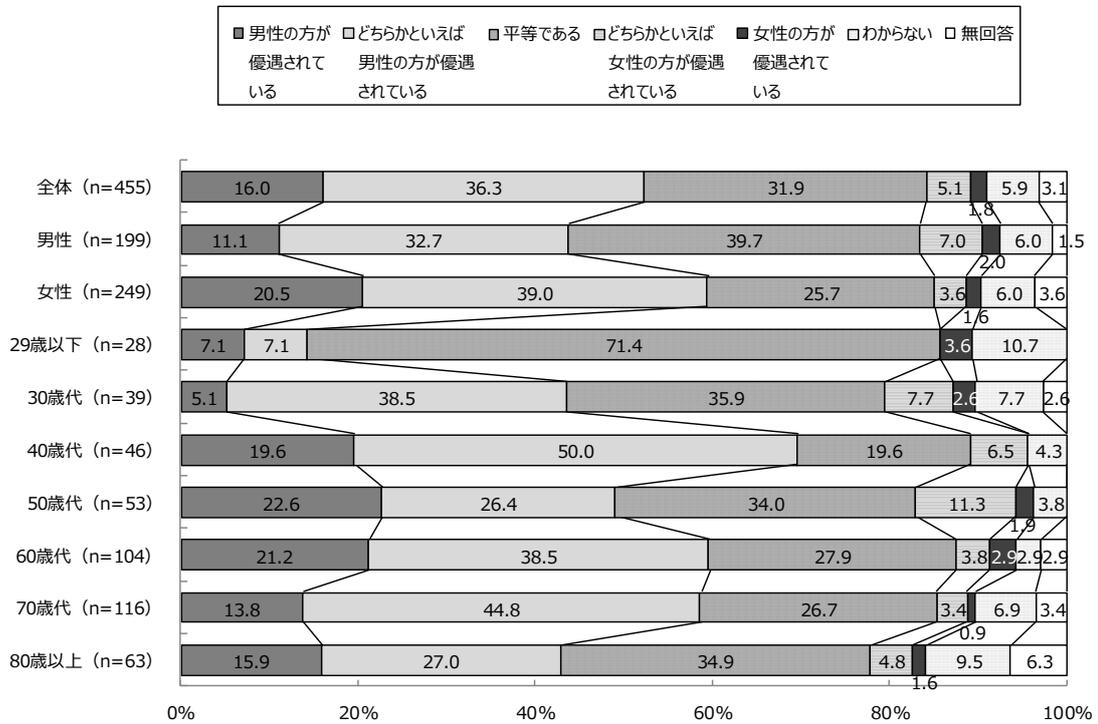


キ 社会全体

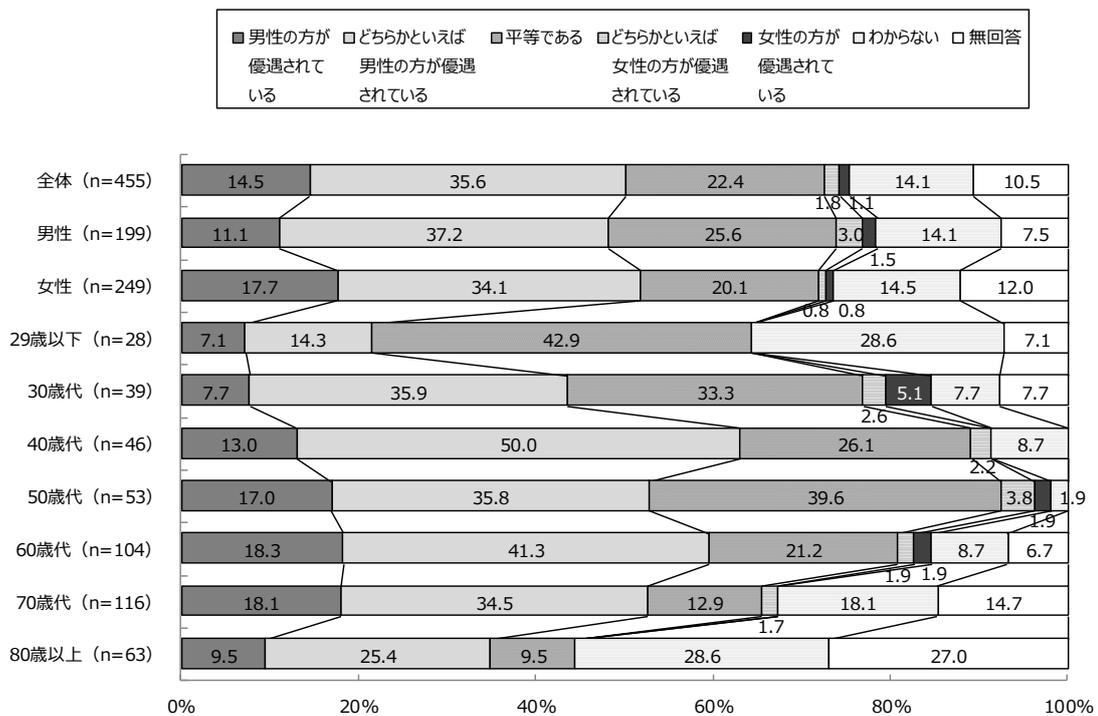


<各分野別>

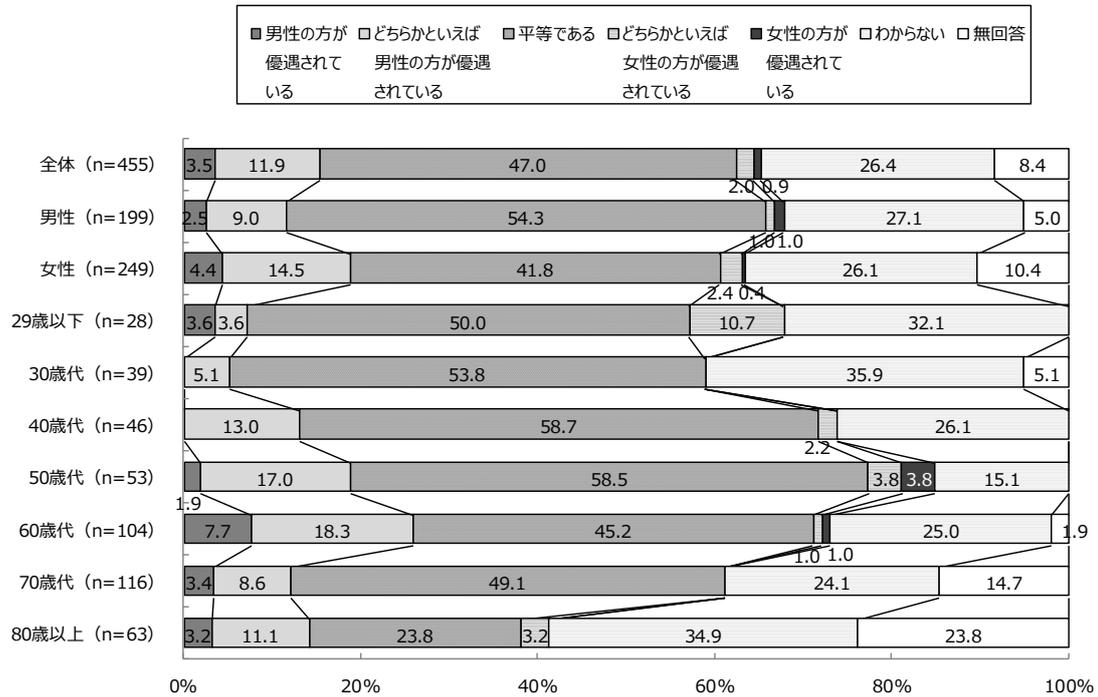
ア 家庭生活



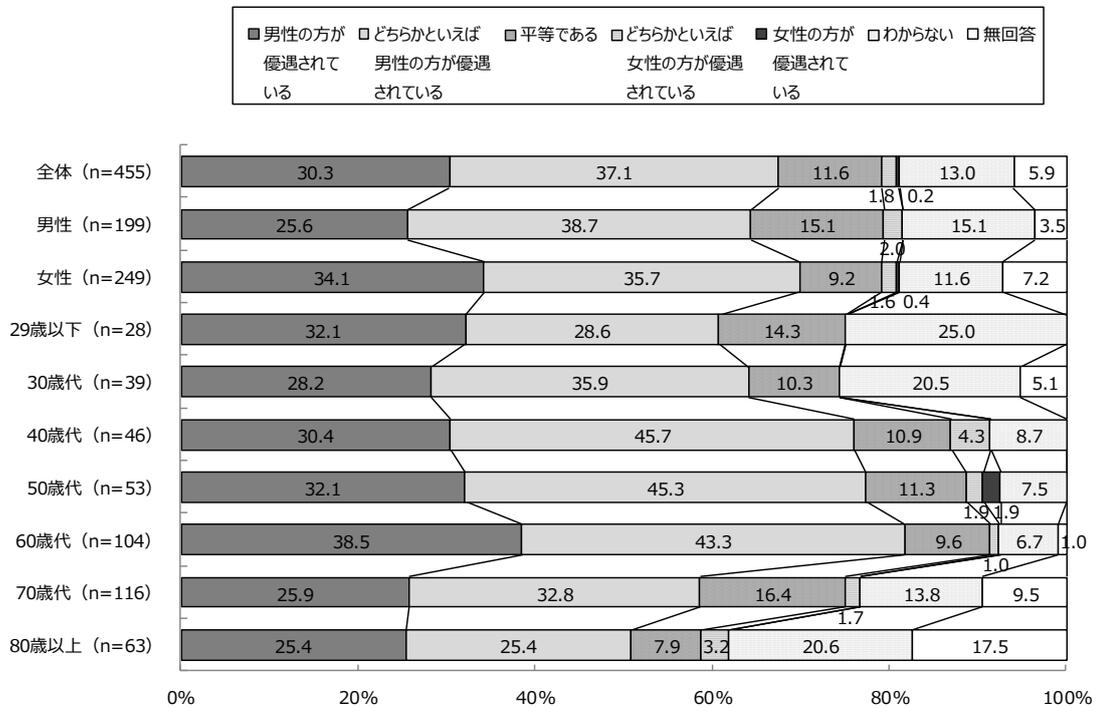
イ 職場



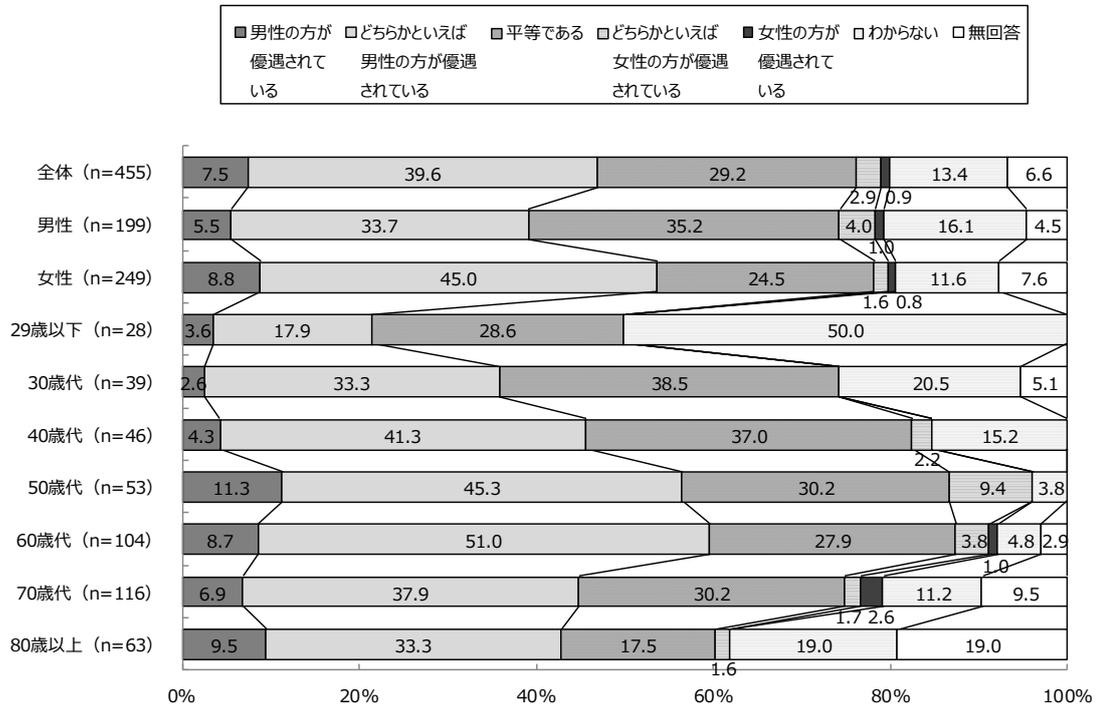
ウ 学校教育の場



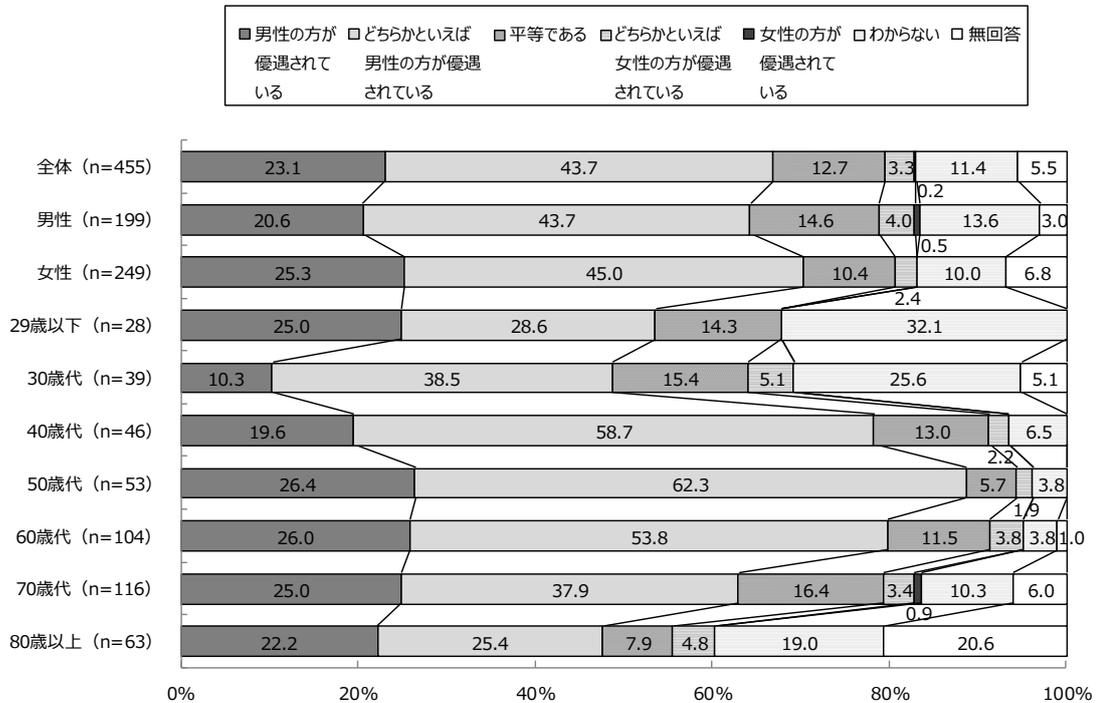
エ 政治の場



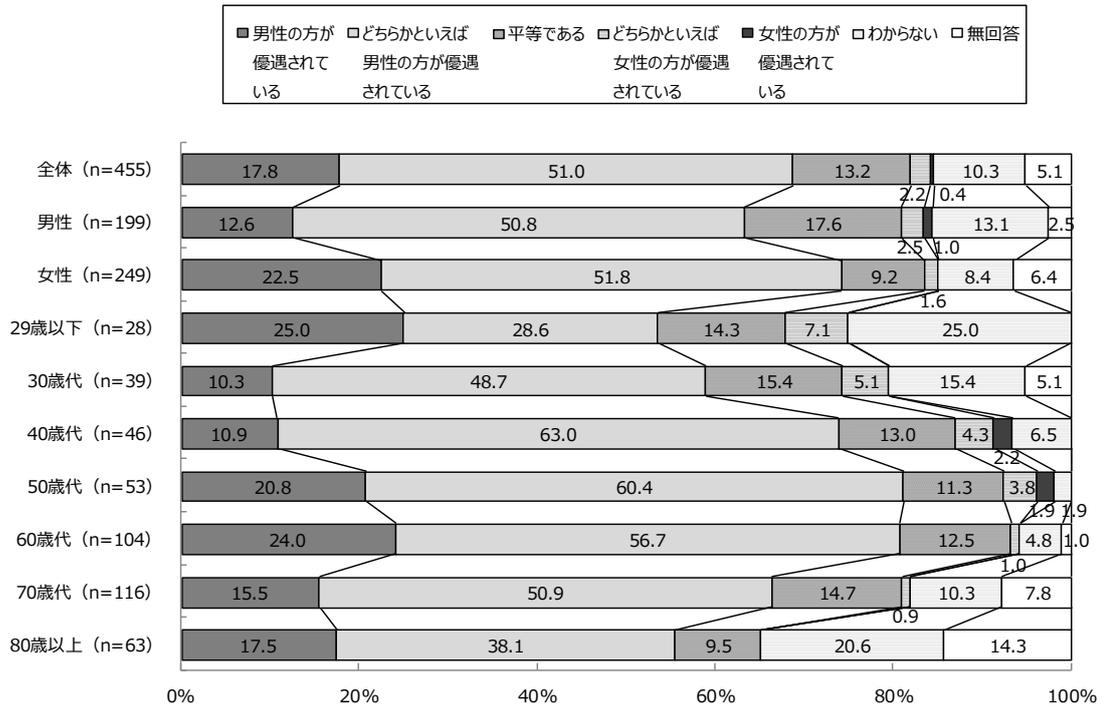
オ 社会活動や地域活動の場



カ 社会通念、しきたり、慣習



キ 社会全体

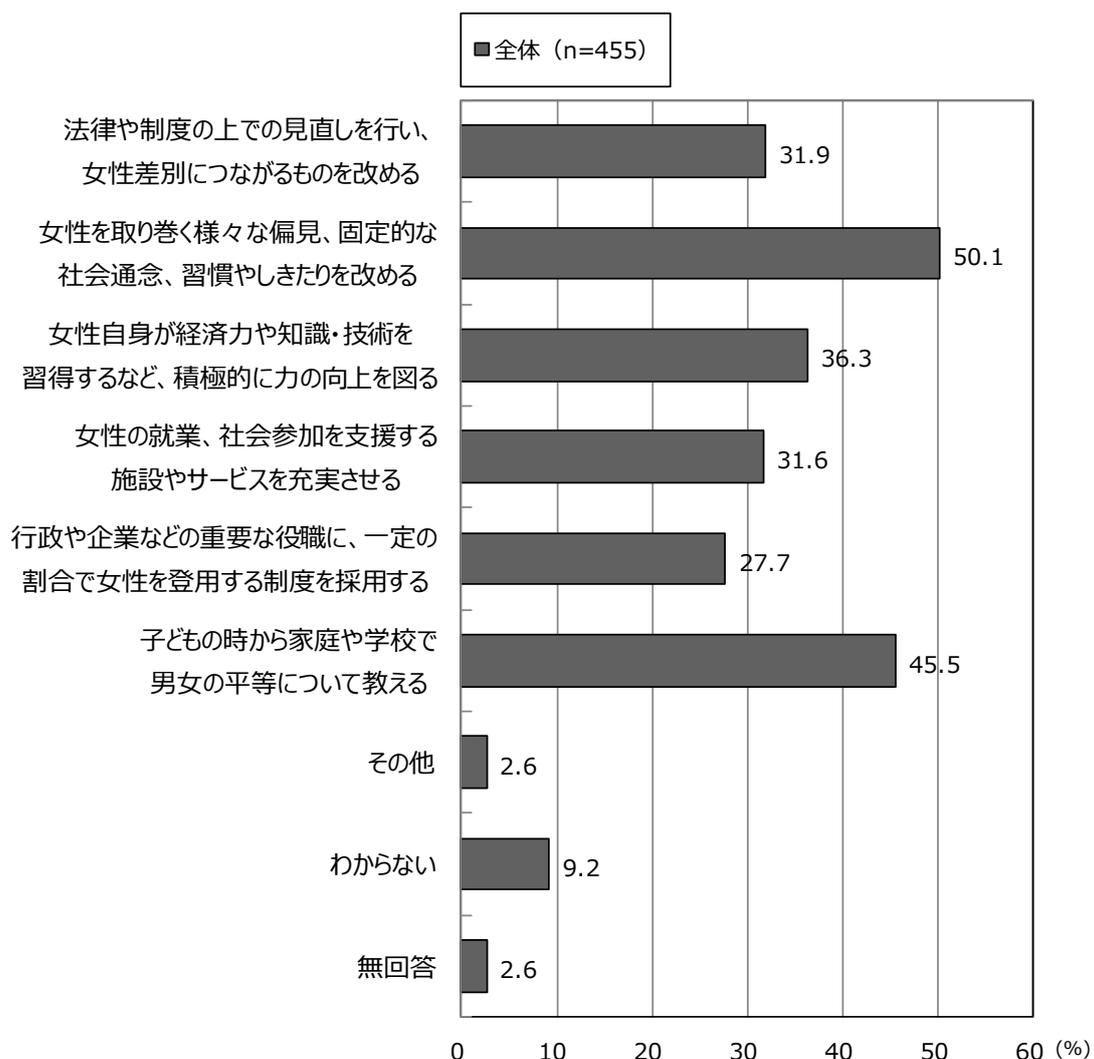


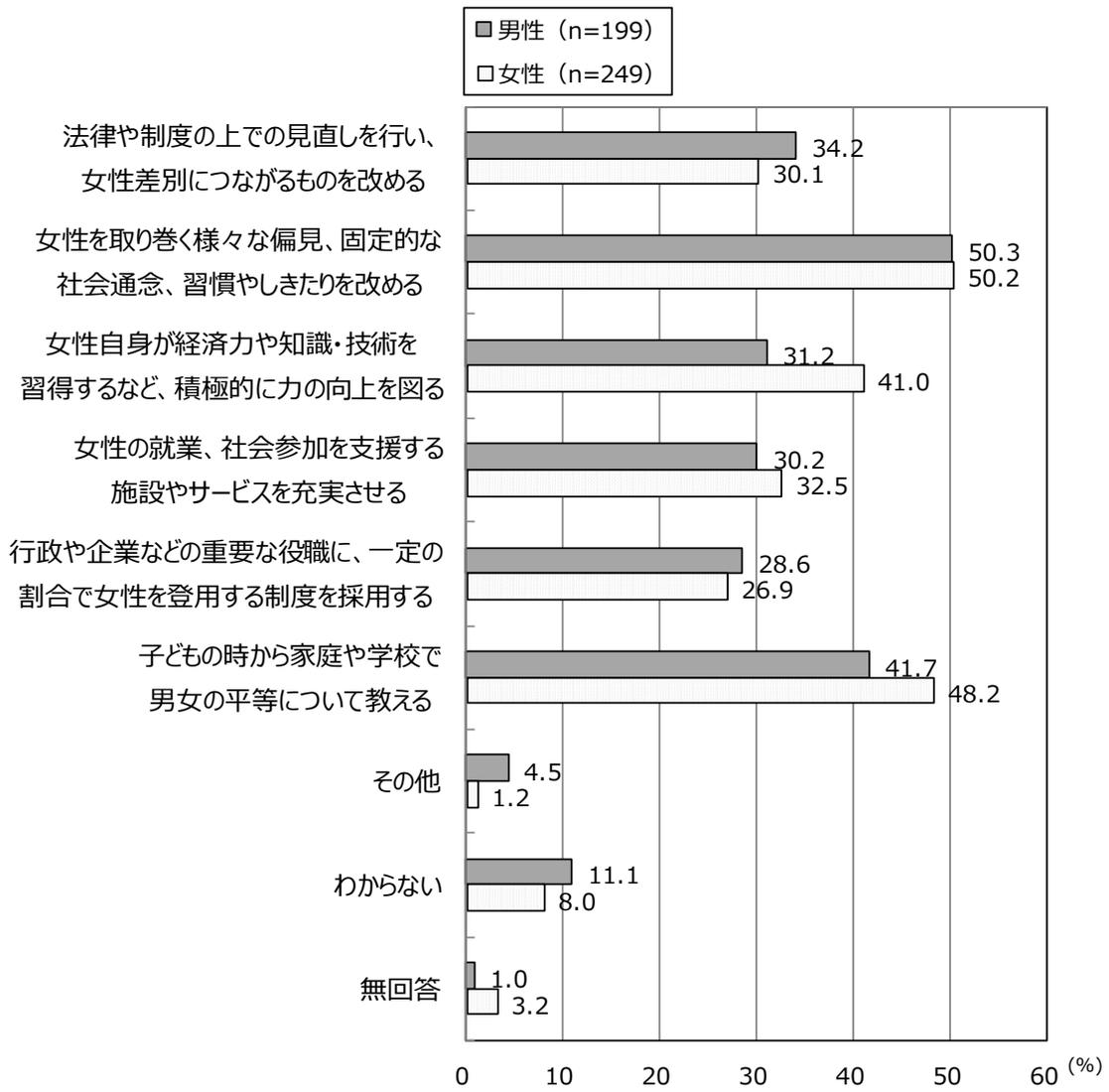
問2 男女があらゆる分野でもっと平等になるためには、何が重要だと思いますか。
(○は3つまで)

「女性を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念、習慣やしきたりを改める」(50.1%)が最も高く、次いで「子どもの時から家庭や学校で男女の平等について教える」(45.5%)、「女性自身が経済力や知識・技術を習得するなど、積極的に力の向上を図る」(36.3%)となっています。

性別にみると、「女性自身が経済力をつけたり、知識・技術を習得したりするなど、積極的に力を向上させる」、「子どもの時から家庭や学校で男女の平等について教える」は女性で高くなっています。

【男女があらゆる分野でもっと平等になるために重要なこと】





・ 仕事について

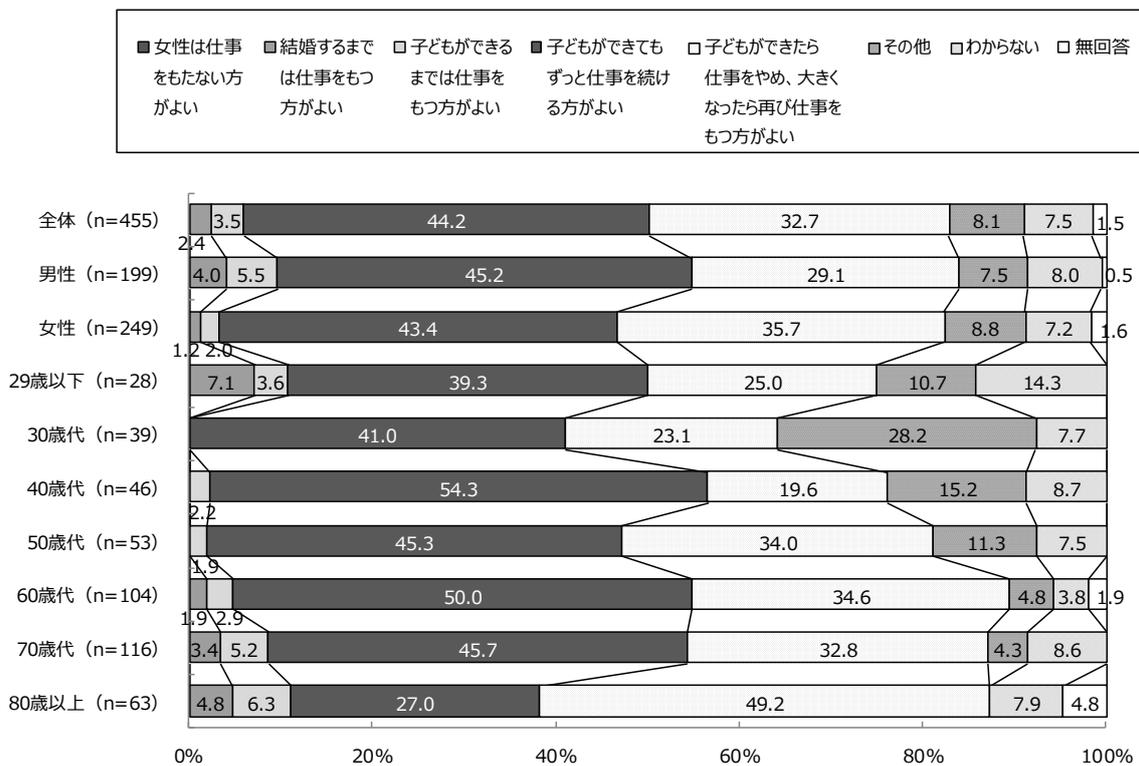
問3 女性が仕事をもつことについて、どう思いますか。(○は1つ)

「子どもができてもずっと仕事を続ける方がよい」(44.2%) が最も高く、次いで「子どもができたなら仕事をやめ、大きくなったら再び仕事をもつ方がよい」(32.7%) となっています。また、「女性は仕事をもたない方がよい」と回答した人はいませんでした。

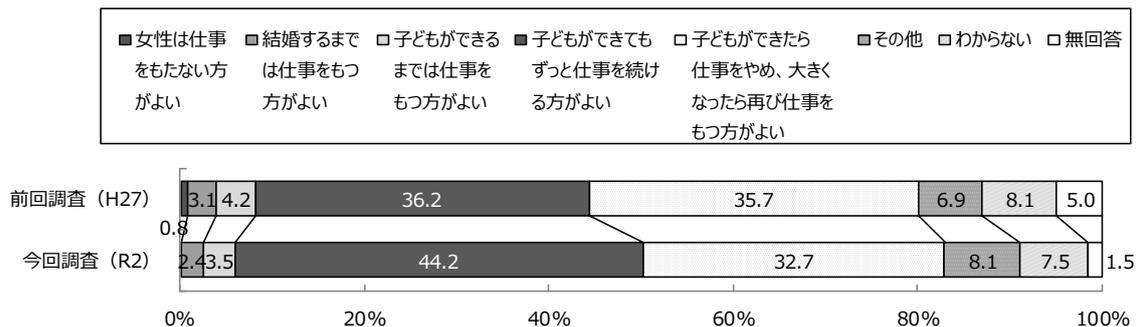
年齢別で見ると、80歳以上を除くすべての年代で、「子どもができてもずっと仕事を続ける方がよい」が最も高くなっています。

前回調査との比較では、「子どもができてもずっと仕事を続ける方がよい」(36.2%→44.2%) が8.0ポイント上昇しています。

【女性が仕事をもつことへの考え】



<時系列比較>



・ 家庭生活・生き方等について

問9 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」（「男は仕事、女は家庭」）という考え方に同感しますか。（○は1つ）

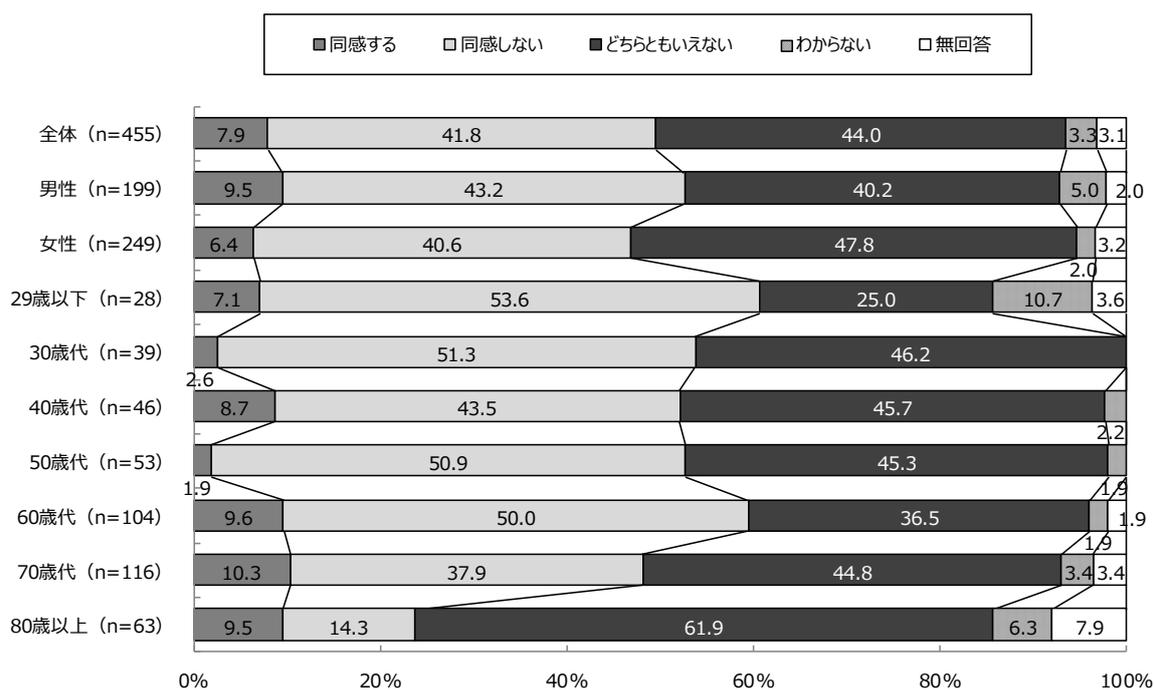
「どちらともいえない」（44.0%）が最も高く、次いで「同感しない」（41.8%）、「同感する」（7.9%）の順となっています。

性別にみると、「同感する」、「同感しない」は男性が女性より高く、「どちらともいえない」は女性が男性より高くなっています。

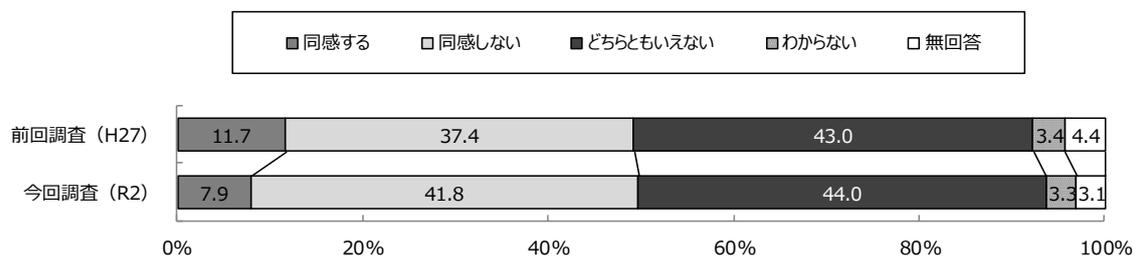
年齢別にみると、すべての年代で「同感しない」が「同感する」を上回り、特に60歳代以下では「同感しない」が約5割を占めています。

前回調査との比較では、「同感しない」（37.4%→41.8%）が上昇し、「同感する」（11.7%→7.9%）が低下しています。

【「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」（「男は仕事、女は家庭」）という考え方】



<時系列比較>



・ 仕事と家庭・地域生活等との両立について

問13 あなたの生活の中での、「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の優先度についてお答えください。

希望については、「家庭生活」を優先したい（27.9%）が最も高く、次いで「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい（24.2%）となっています。

一方、現実（現状）については、「家庭生活」を優先している（27.9%）が最も高く、次いで「仕事」を優先している（25.1%）となっています。

性別にみると、希望については男女で大きな差はないが、現実（現状）では、「仕事」を優先しているとする人は男性で、「家庭生活」を優先しているとする人は女性で、それぞれ高くなっています。

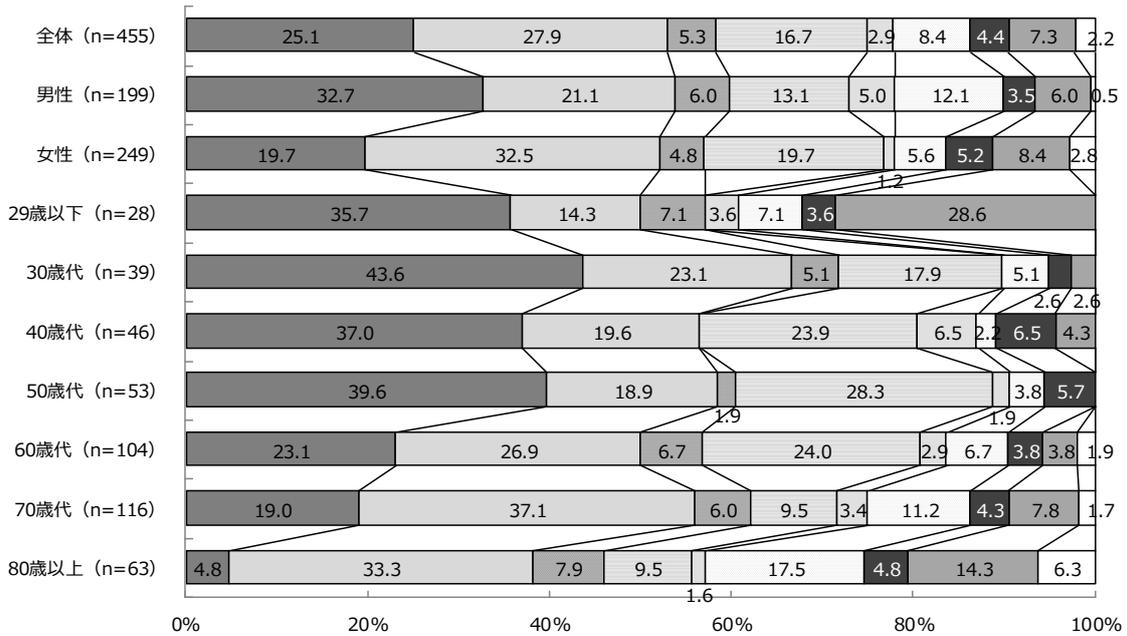
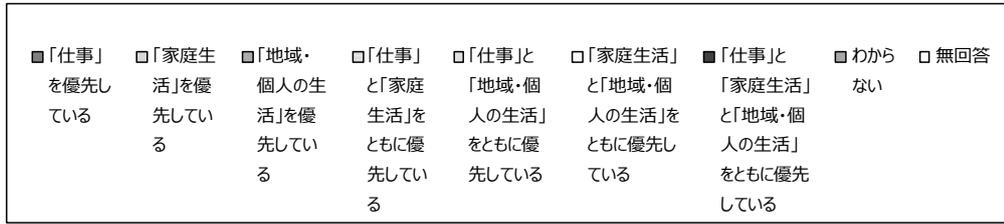
希望と現実(現状)の優先度を比較すると、いずれも「家庭生活」を優先が最も高くなっています。一方、「仕事」を優先は、希望優先度が低いのに比べて、現実(現状)での優先度は高くなっています。

【「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の優先度】

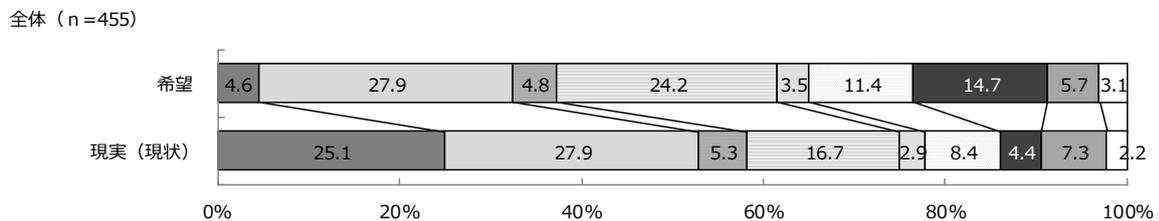
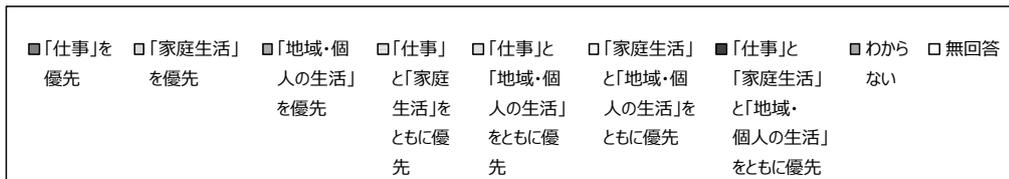
(A) 希望



(B) 現実 (現状)



<希望と現実 (現状) の優先度比較>



問14 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）について、どの程度知っていますか。（○は1つ）

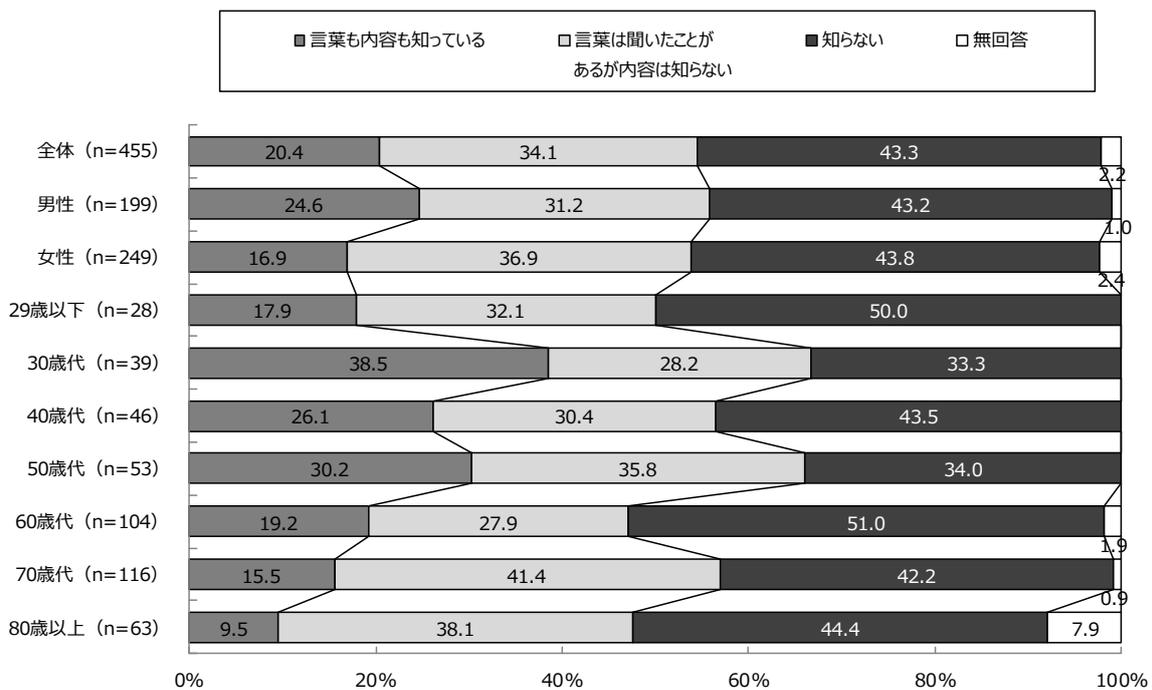
「知らない」（43.3%）が最も高く、次いで「言葉は聞いたことがあるが内容は知らない」（34.1%）、「言葉も内容も知っている」（20.4%）の順となっています。

性別にみると、「言葉も内容も知っている」は男性で割合が高く、認知度は男性が女性を上回っています。

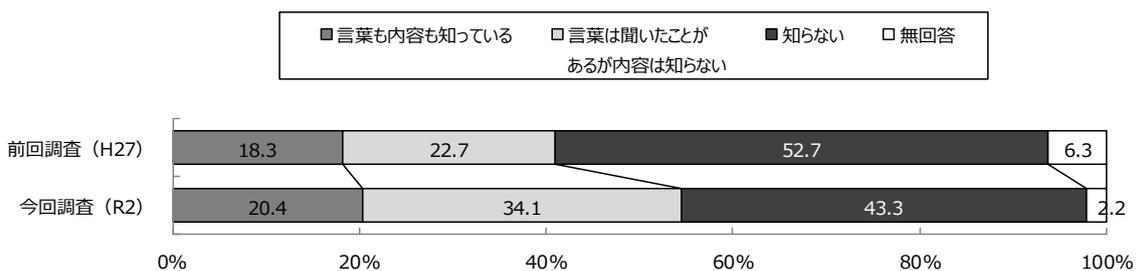
年齢別にみると、「言葉も内容も知っている」は30歳代が最も高く、29歳以下及び60歳代では「知らない」の割合が5割を占めています。

前回調査との比較では、「言葉も内容も知っている」（18.3%→20.4%）、「言葉は聞いたことがあるが内容は知らない」（22.7%→34.1%）が上昇しています。

【「ワーク・ライフ・バランス」の認知度】



<時系列比較>



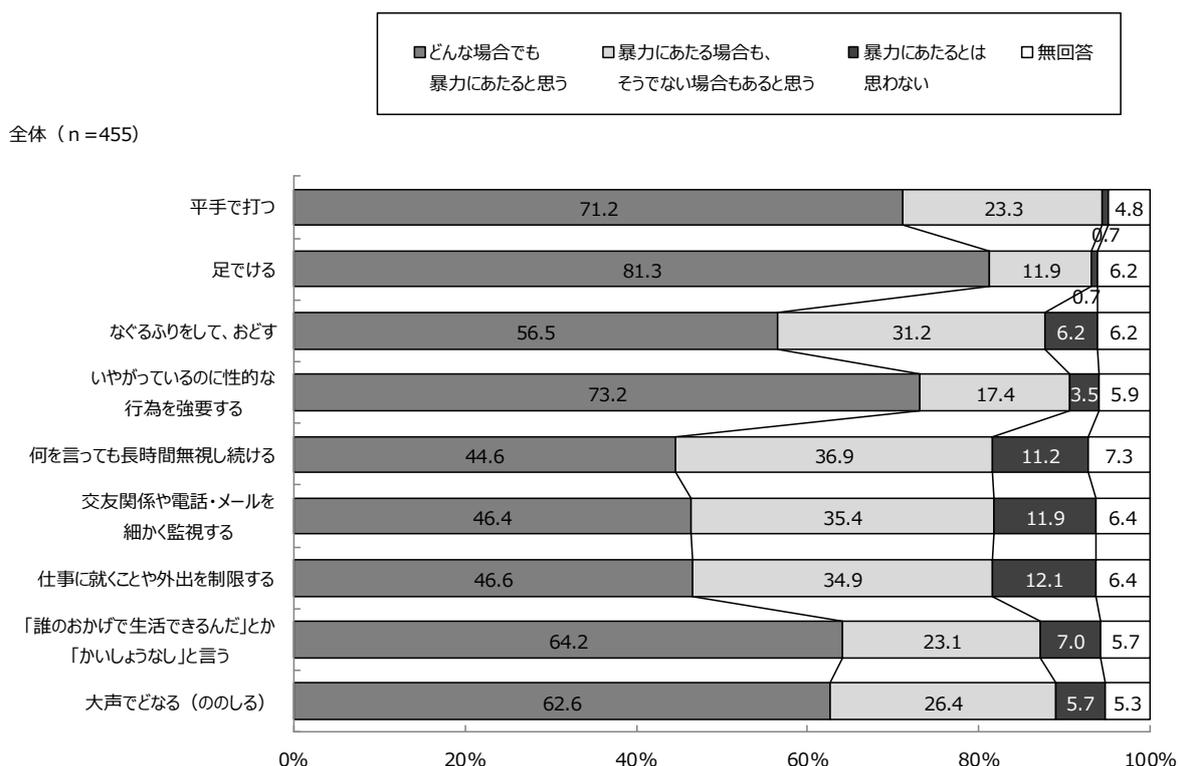
・ DV・デートDV・ハラスメントについて

問19 配偶者（パートナー）の間で次のようなことが行われた場合、それを暴力だと思えますか。

「どんな場合でも暴力にあたると思う」と回答した割合は、「足でける」（81.3%）、「いやがっているのに性的な行為を強要する」（73.2%）、「平手で打つ」（71.2%）が高く、7割以上の人が暴力にあたることを認識しています。

一方、「何を言っても長時間無視し続ける」、「交友関係や電話・メールを細かく監視する」、「仕事に就くことや外出を制限する」といった精神的な行為については、「暴力にあたると思わない」と回答した割合が1割を超えています。

【配偶者等からの暴力と認識される行為】



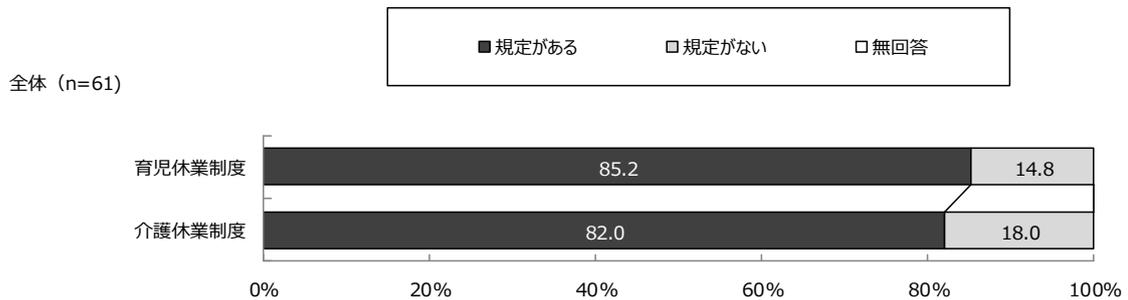
(3) 事業所アンケートの結果概要

- ・ 育児・介護と仕事の両立支援について

問4 貴事業所では、育児休業制度や介護休業制度の規定はありますか。(○は①、②の項目ごとに1つずつ)

「育児休業制度」の規定があると回答した事業所は 85.2%、「介護休業制度」の規定があると回答した事業所は 82.0%となっています。

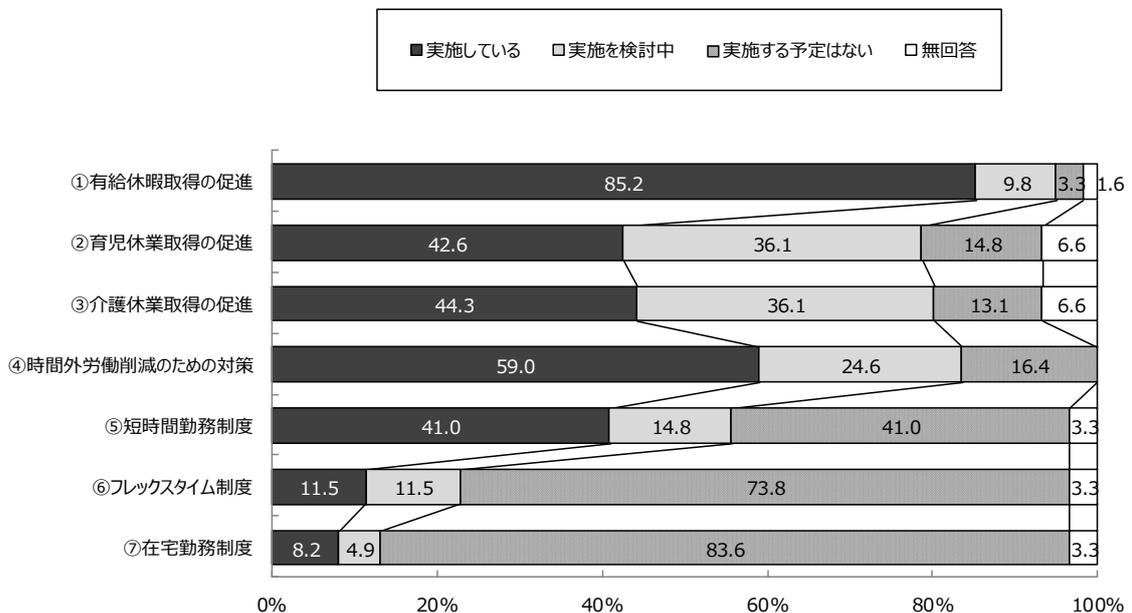
【休業制度の規定の有無】



問9 貴事業所では、従業員のワーク・ライフ・バランスを支援するために、どのような取組を行っていますか。(○は①～⑦の項目ごとに1つずつ)

①有給休暇取得の促進、④時間外労働削減のための対策の割合が高い一方、⑥フレックスタイム制度、⑦在宅勤務制度の割合が低くなっています。

【ワーク・ライフ・バランスを支援するための取組状況】

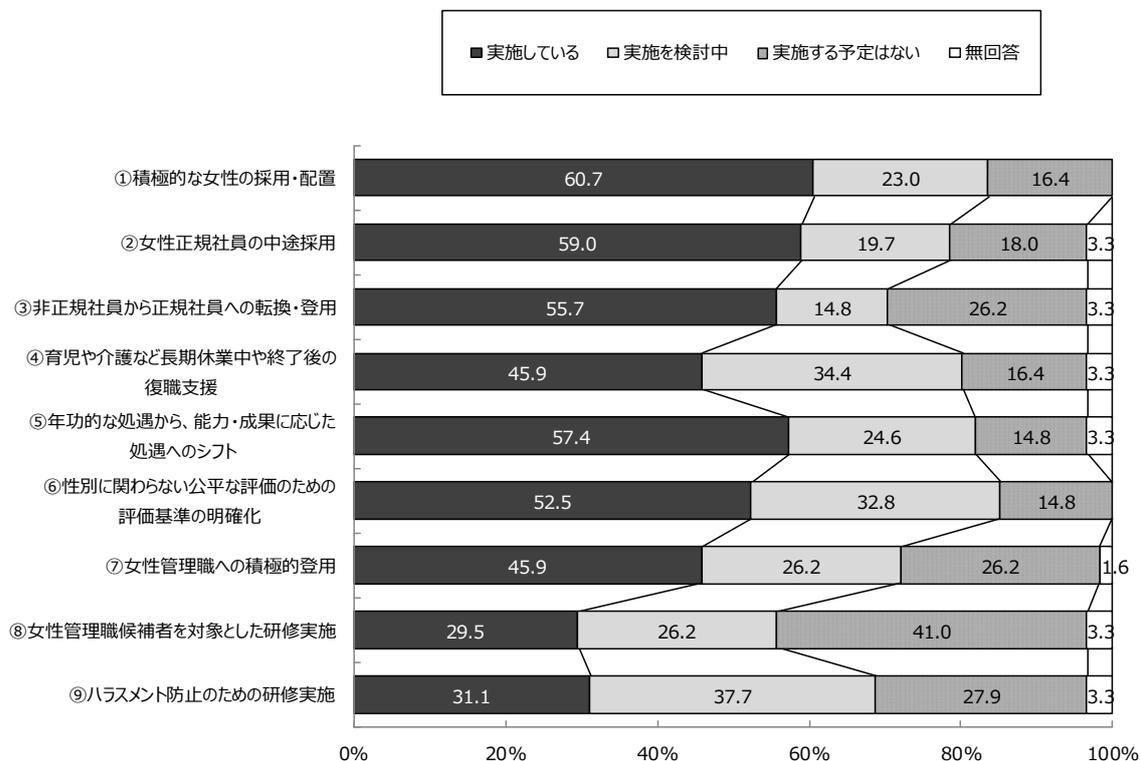


・ 女性の活躍推進について

問10 女性の継続就労や管理職登用のために、どのような取組を行っていますか。
 (〇は①～⑨の項目ごとに1つずつ)

実施している取組について、「①積極的な女性の採用・配置」、「②女性正規社員の中途採用」、「③非正規社員から正規社員への転換・登用」、「⑤年功的な処遇から、能力・成果に応じた処遇へのシフト」、「⑥性別にかかわらず公平な評価のための評価基準の明確化」で高く、半数以上の事業所が実施しています。また、「④育児や介護など長期休業中や終了後の復職支援」、「⑨ハラスメント防止のための研修実施」は、約3割の事業所が実施を検討していますが、「⑧女性管理職候補者を対象とした研修実施」は、約4割の事業所が実施する予定がないと回答しています。

【女性の継続就労や管理職登用の取組】



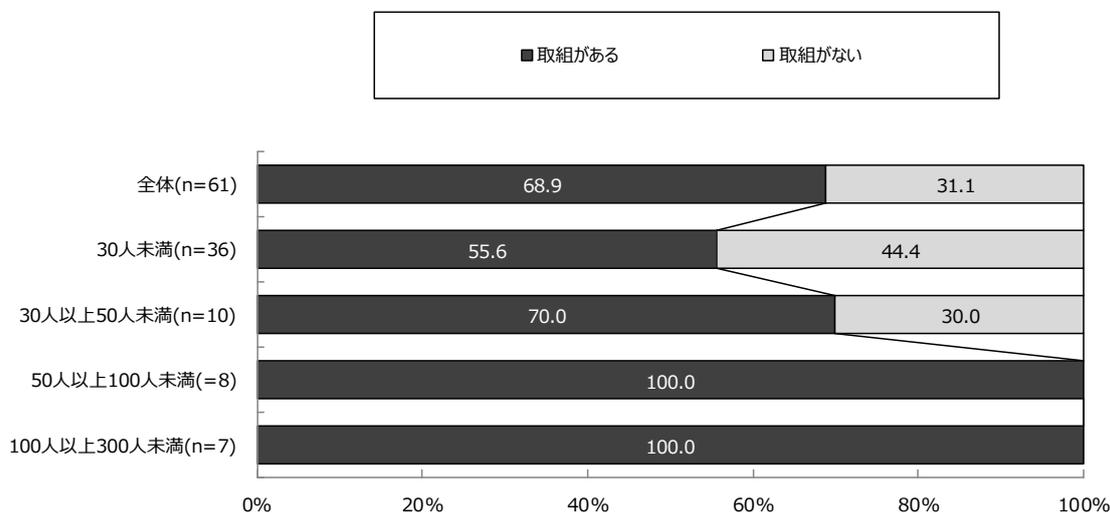
・ ハラスメント対策について

問 12 貴事業所では、ハラスメントを防止するために、どのようなことに取り組んでいますか。(〇はいくつでも)

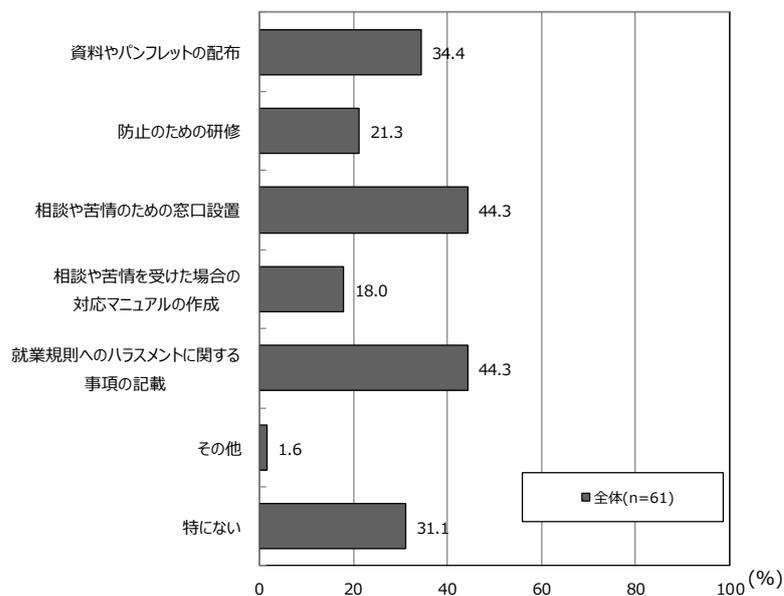
ハラスメント防止のための取組について、「取組がある」事業所は約7割となっています。取組内容としては、「相談や苦情のための窓口設置」(44.3%)、「就業規則へのハラスメントに関する事項の記載」(44.3%)が最も高く、次いで「資料やパンフレットの配布」(34.4%)となっています。

前回調査との比較では、「資料やパンフレットの配布」、「相談や苦情のための窓口設置」では、それぞれ10ポイント以上上昇しています。

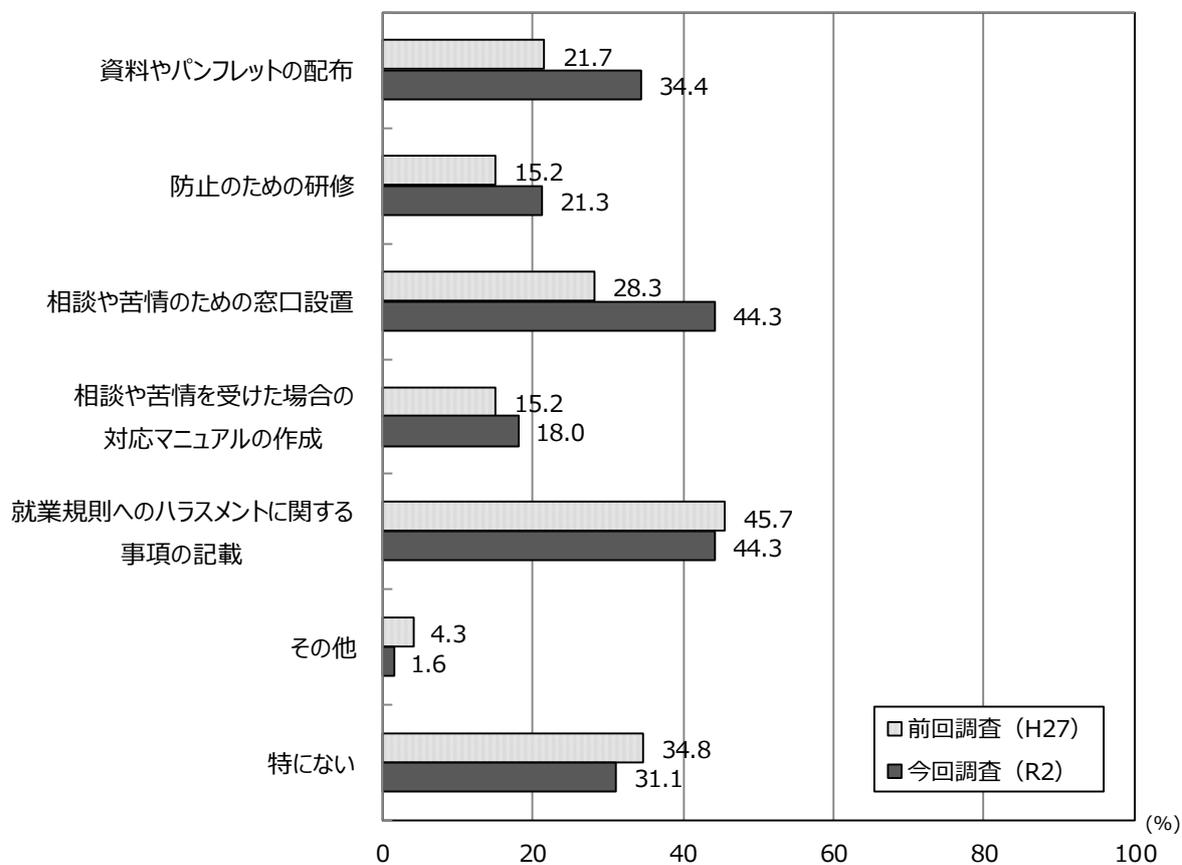
【ハラスメント防止に関する取組の有無】



<各取組別>



<時系列比較>



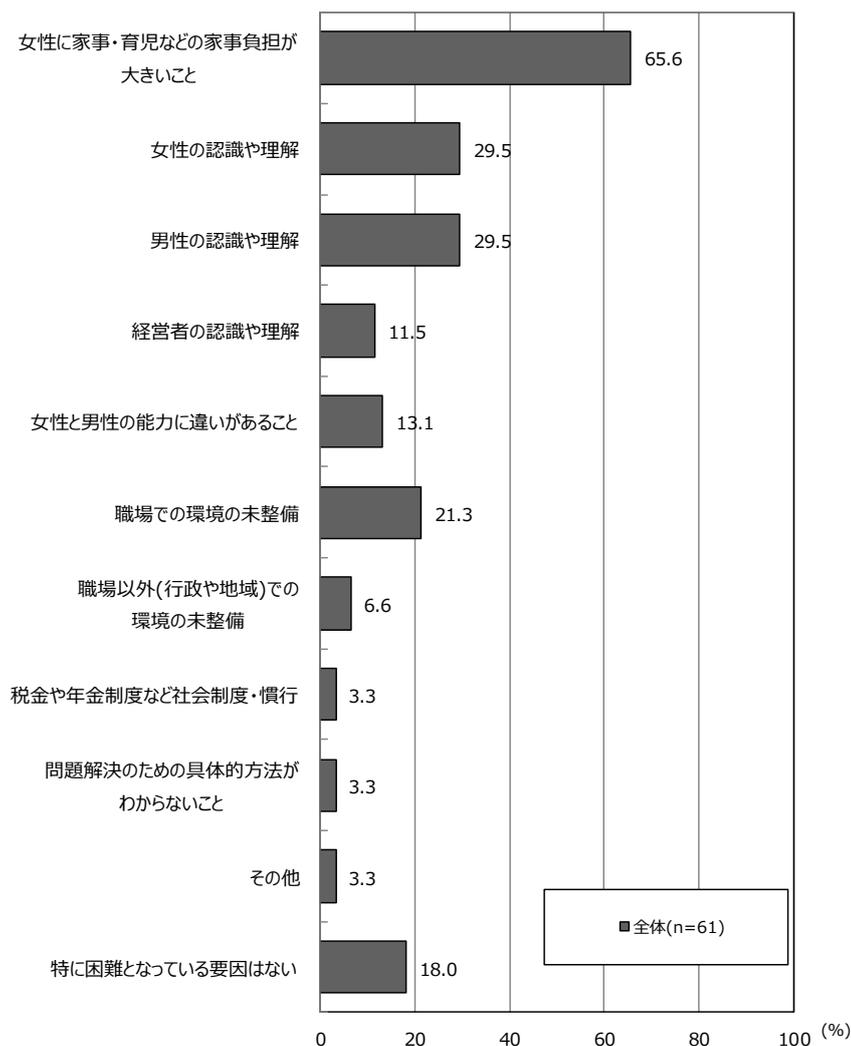
- 男女共同参画について

問 13 職場における男女共同参画を困難にしている要因は、どのようなところにあると思いますか。(〇はいくつでも)

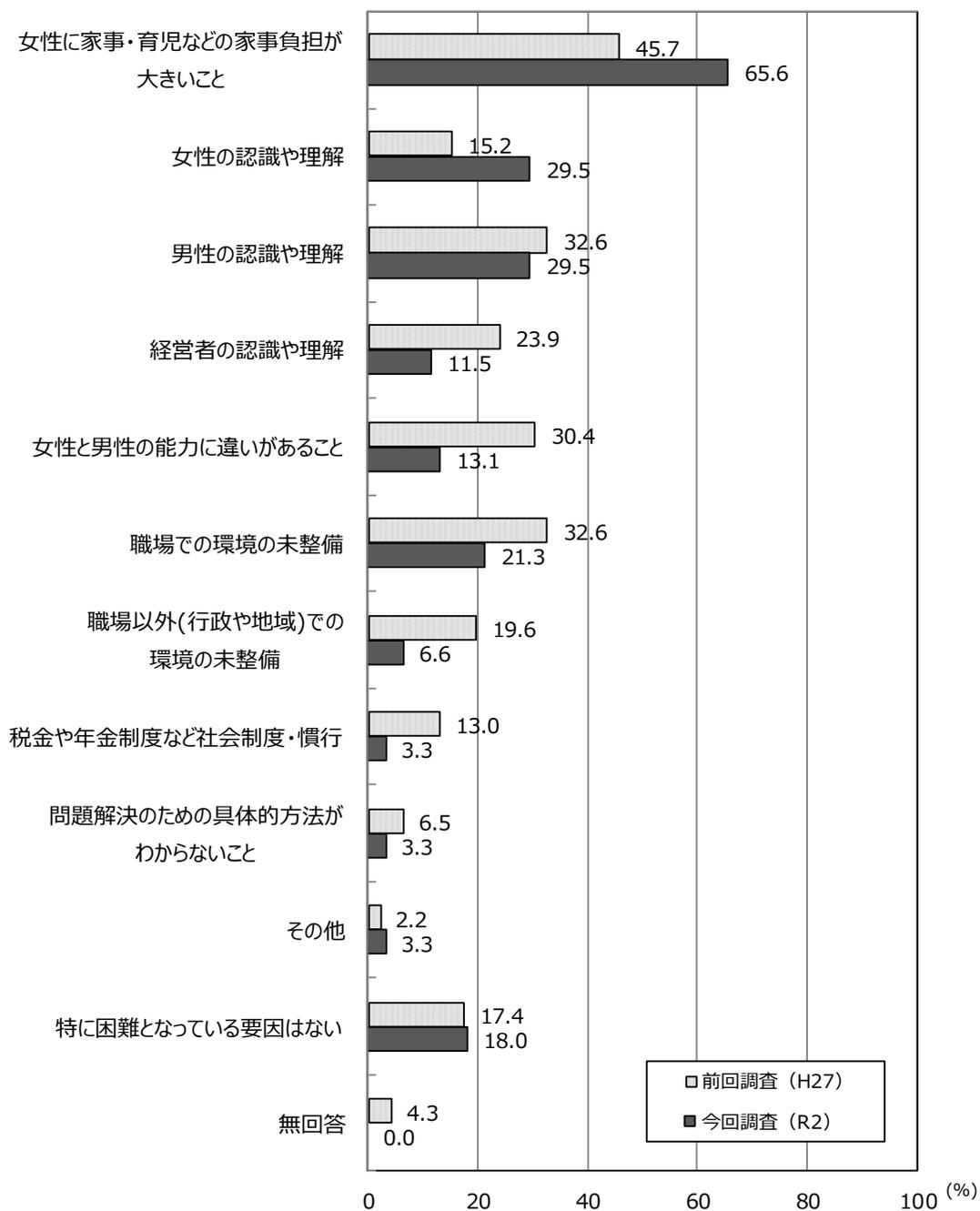
「女性に家事・育児などの家事負担が大きい」(65.6%)が6割を超えて最も高くなっています。

前回調査との比較では、「女性に家事・育児などの家事負担が大きい」(45.7%→65.6%)、「女性の認識や理解」(15.2%→29.5%)が上昇し、「女性と男性の能力に違いがあること」(30.4%→13.1%)、「職場以外(行政や地域)での環境の未整備」(19.6%→6.6%)は低下しています。

【職場における男女共同参画を困難にしている要因】



<時系列比較>



3 第3次ながと男女共同参画計画 成果指標の進捗状況

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けた意識の形成

項目	平成27年度	令和3年度目標	令和2年度
【市ア】社会全体において男女の地位が平等と思う割合	10.8%	増やす	13.2%
【市ア】社会通念、しきたりや慣習において男女の地位が平等と思う割合	8.0%	増やす	12.7%
【市ア】「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に同感する割合	11.7%	減らす	7.9%
職員研修参加職員数	2回 100人	2回 100人	2回 79人
【市ア】学校教育の現場において男女の地位が平等と思う割合	50.4%	増やす	47.0%
男女共同参画の問題に関する授業を年間指導計画に位置づけて実施している学校の割合	100%	100%	100%
男女共同参画の問題に関する研修を2年に1回以上実施している学校の割合	30%	80%	80%
職場見学や職業体験学習先の選択において、性別に関係なく個々の希望を優先している学校の割合	100%	100%	100%
家庭教育学級参加率	38.5%	40.0%	12.44%
女性のスキルアップ等研修会開催数	1回	2回	12回
公民館等における女性を中心とした事業数	6事業	8事業	4事業

基本目標Ⅱ あらゆる分野で男女がともに輝く社会の実現

項目	平成27年度	令和3年度目標	令和2年度
【市ア】社会活動や地域活動の場において男女の地位が平等と思う割合	24.7%	増やす	29.2%
【市ア】政治の場において男女の地位が平等と思う割合	12.2%	増やす	11.6%
市の審議会等における女性委員の登用率	31.9%	維持	33.9%

※【市ア】…男女共同参画に関する市民・事業所アンケートの調査項目。以降同様。

市職員における女性管理職（課長補佐級以上）の割合	14.0%	22.50%	18.3%
【市ア】職場において男女の地位が平等と思う割合	15.6%	増やす	22.4%
やまぐち男女共同参画推進事業者数	15 事業所	22 事業所	29 事業所
就業能力向上に係る研修会開催数	4 回	6 回	12 回
女性の創業支援セミナー参加数	5 人	5 人	17 人
【市ア】社会活動や地域活動の場において男女の地位が平等と思う割合【再掲】	24.7%	増やす	29.2%
家族経営協定締結数(文書締結数)	農家) 21 件 漁家) 14 件	農家) 35 件 漁家) 20 件	農家) 22 件 漁家) 9 件
農山漁村女性起業グループ数	農家) 26 グループ 漁家) 1 グループ	農家) 31 グループ 漁家) 2 グループ	農家) 28 グループ 漁家) 1 グループ

基本目標Ⅲ ワーク・ライフ・バランスの推進

項目	平成 27 年度	令和 3 年度目標	令和 2 年度
【市ア】「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度	18.3%	増やす	20.4%
【市ア】現実の生き方で「家庭生活又は地域活動と仕事を同じように両立させる」を選んだ割合	13.8%	増やす	8.4%
女性の就職率	42.0%	45%	39.0%
【市ア】事務所における「ワーク・ライフ・バランス」の認知度	30.4%	60%	41.0%
【市ア】家庭生活において男女の地位が平等と思う割合	23.6%	増やす	31.9%
パパママ入門教室の初妊婦家族参加率	32.8%	40%	35.3%
男性（親子）を中心とした公民館事業数	10 事業	12 事業	5 事業
延長保育事業	9 カ所	維持	9 カ所
休日保育事業	1 カ所	維持	1 カ所

一時保育事業	9カ所	維持	7カ所
病児保育事業	1カ所	維持	1カ所
放課後児童クラブ	5カ所	維持	5カ所
放課後子ども教室開設数	5教室	維持	5教室
ファミリーサポートセンター運営数	1カ所	維持	1カ所
相談員設置	2名	2名	2名
育児相談参加率	54.7%	60%	51.8%
【市ア】社会活動や地域活動の場において男女の地位が平等と思う割合【再掲】	24.7%	増やす	29.2%
公民館等主催事業数	60事業	65事業	51事業
スポーツ推進委員等による出前講座の実施回数	11回	22回	12回
各公民館における社会教育関係団体の登録数	313団体	315団体	279団体
ゲートキーパー養成講座終了者数	200名	400名	538名
マタニティ教室の初妊婦参加率	46.3%	50%	35.3%

基本目標Ⅳ 男女がともに安心して暮らせるまちづくり

項目	平成27年度	令和3年度目標	令和2年度
高齢者の総合相談件数	332件	450件	1,346件
地域見守り体制整備事業利用者数	208人	250人	228人
【市ア】DV被害経験者で「どこ（誰）にも相談しなかった」と回答した割合	34.8%	減らす	61.8%
DV対策推進ネットワーク会議開催回数	1回	増やす	1回
【市ア】ハラスメント防止に関して取組をおこなっていない事業所の割合	34.8%	減らす	31.1%

第3章 計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

この計画は、「長門市男女共同参画推進条例」第3条に掲げる次の6つの事項を基本理念とし、男女共同参画社会の実現を目指します。

- (1) 性別による差別的取扱いを直接又は間接に受けることなく、個人としてその尊厳が重んじられ、その能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、男女の社会における自由な活動の選択を妨げることがないように配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市の施策又は民間の団体などにおける方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護などの家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、自らの意思に基づく職業生活その他の社会活動と両立できるようにすること。
- (5) 男女が、互いの性についての理解を深め、生涯にわたる妊娠、出産その他の生殖に関する事項に対し、双方の意思が基本的に尊重されること、及び生涯を通じて健康な生活を営むことについて配慮するようにすること。
- (6) 男女共同参画は、国際社会の動向を勘案して推進されること。

また、この計画では、市民が男女共同参画をより身近に感じることができるよう、「分けるより 認め支えて まとまる社会」をキャッチフレーズに掲げ、ジェンダー平等のまちづくりが進むようこの計画を推進します。

ながと男女共同参画計画（第4次）のキャッチフレーズ

分けるより 認め支えて まとまる社会

キャッチフレーズ選定にあたっては、令和3年度男女共同参画標語・キャッチフレーズコンクール応募作品等を参考に決定しました。

2 計画の基本目標

基本理念に基づき、男女共同参画社会実現のため、次の3つの基本目標を定めます。

基本目標Ⅰ 性別にかかわらず、あらゆる分野で活躍できるまちづくり

ジェンダー平等の視点の下、男女が性別にかかわらず、政治、地域コミュニティ、仕事など、あらゆる分野に参画し、活躍できるまちづくりを目指します。

特に、政策・方針決定過程への女性の参画拡大は、あらゆる分野に影響を与えることから、最重要課題として取り組むとともに、ICT等の活用により、新たな雇用の場の創出による、誰もが働ける環境づくりを進めます。

基本目標Ⅱ 性別にとらわれない、共同参画意識の醸成

ジェンダー平等の視点の下、男女が性別にとらわれず、あらゆる分野において共に参画し、共に責任を分かち合うことができる市民意識の醸成を目指します。

また、社会の変容に対応した多様な生き方を認め合う意識改革や、多様な選択を可能にする教育・学習の推進を図ります。

基本目標Ⅲ 誰もが、安全・安心に暮らせる社会づくり

ジェンダー平等の視点の下、あらゆる世代において、誰もが安全・安心に暮らせる支援制度、セーフティネットの構築を図ります。

DV（ドメスティック・バイオレンス）や若年層でのデートDV、ストーカー行為、ハラスメント行為などは、人権を著しく侵害する行為であり、こうした人権侵害の行為を許さない社会づくりを目指し、根絶を図ります。

さらに、ひとり親家庭、高齢者、障害者の方々が生活上の困難を感じることなく安心して暮らせる支援を推進します。

3 計画の体系

基本目標	重点目標	施策の方向
<p>I 性別にかかわらず、あらゆる分野で活躍できるまちづくり</p>	<p>1 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進</p>	<p>(1) 行政における女性参画の推進 (2) 事業所等における女性参画の推進</p>
	<p>2 働く場における男女共同参画の推進と働きやすい環境づくり</p>	<p>(1) 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保 (2) 女性の就業、起業等のための支援 (3) 仕事と生活の調和に向けた就業環境の整備</p>
	<p>3 地域における男女共同参画の推進</p>	<p>(1) 地域活動における男女共同参画の推進 (2) 防災活動における男女共同参画の推進</p>
	<p>4 農林水産業における男女共同参画の推進</p>	<p>(1) 女性の起業等への支援 (2) 女性が能力を発揮できる環境整備</p>
<p>II 性別にとらわれない、共同参画意識の醸成</p>	<p>1 男女共同参画社会づくりに向けた意識の醸成</p>	<p>(1) 市民意識の醸成に向けた取組の推進 (2) 人権を尊重した取組の推進 (3) 男性の家事・育児等への参画推進</p>
	<p>2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進</p>	<p>(1) 多様な選択を可能にする教育・学習の推進 (2) 国際交流を通じた男女共同参画の推進</p>
<p>III 誰もが、安全・安心に暮らせる社会づくり</p>	<p>1 配偶者等からの暴力への対策の推進</p>	<p>(1) 暴力を根絶するための基盤づくり (2) DV対策の推進 (3) ハラスメント等への対策の推進</p>
	<p>2 生涯を通じた健康支援</p>	<p>(1) 妊娠、出産期、子育て期における支援 (2) 現役世代に対する支援 (3) シニア世代の健康寿命の延伸に向けた取組の推進</p>
	<p>3 誰もが安心して暮らせる環境の整備</p>	<p>(1) ひとり親家庭が安心して暮らせる環境づくり (2) 高齢者が安心して暮らせる環境づくり (3) 障害者等が安心して暮らせる環境づくり</p>

第4章 計画の内容

第4章 計画の内容

基本目標 I 性別にかかわらず、あらゆる分野で活躍できるまちづくり

〔現状と課題〕

令和2年度に実施した男女共同参画における市民・事業所アンケート（以下「アンケート」という。）によると、男女の地位の平等感について、「男性の方が優遇」又は「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と回答した人が最も多かったのは、「政治の場」であり、前回より増加して67.4%を占めています。また、「社会活動や地域活動の場」においても、前回より増加し、47.1%を占めています。こうしたことから、女性は、政策・方針決定の場に十分に参画できていないことがうかがえます。

市の審議会等委員の女性の割合は、令和2年4月1日時点で33.9%であり、平成27年より2.0ポイント上昇しています。女性の意見が政策・方針決定の場に反映できるよう、引き続き、その割合を増やしていくことが必要です。

アンケートでは、女性が仕事をもつことについて、「子どもができてもずっと仕事を続ける方がよい」と回答した人が前回より8.0ポイント増の44.2%を占めています。また、「職場における男女共同参画を困難にしている要因」については、「女性に家事・育児などの家事負担が大きいこと」が前回よりも19.9ポイント増えています。子どもができて仕事も続けたいというニーズは潜在的に高く、女性のそうした希望をストレスなく実現できる環境整備やワーク・ライフ・バランスの推進が必要です。

重点目標 1 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

(1) 行政における女性参画の推進

男女が対等な構成員として市の施策や方針決定の場に共に参画し、女性の参画が進むことで、市民一人ひとりが持つ多様な考えを反映させていくことが期待されることから、各審議会等における女性委員や市管理職への女性職員の登用を進めます。

〔具体的施策〕

具体的施策	内容	担当課	SDGs
a 各種委員会等における女性登用の推進	法令・条例・要綱等により設置された各種委員会等において、女性委員割合の拡大を目指します。	関係課	5 ジェンダー平等を 実現しよう 
b 市女性職員の登用の推進	「女性活躍推進法」に基づき策定した特定事業主行動計画に沿って、男女を問わず採用、登用し、性別にとらわれない人事配置を行うとともに、女性職員の管理職への登用や職域拡大に努めます。	総務課	5 ジェンダー平等を 実現しよう 

(2) 事業所等における女性参画の推進

事業者、団体等に対して、方針決定過程への女性参画を促すようさらなる啓発を進め、女性の管理職登用や女性活躍推進に向け、女性リーダーの育成を支援します。

〔具体的施策〕

具体的施策	内容	担当課	SDGs
a 事業所における女性登用の啓発	事業所における女性の登用や女性の活躍に向けた講座等を開催し、意識改革を推進します。	市民活動推進課 産業戦略課	
b 地域活動等における役員等の女性参画の拡大	自治会活動やまちづくりにおける意思決定過程の場への女性参画を促すための啓発活動を行います。	市民活動推進課	
c 女性リーダーの育成	県や関係機関が実施する能力向上のための講座等の情報を提供し、女性リーダーの育成を支援します。	市民活動推進課 産業戦略課	

〔成果指標〕

項目	令和2年度現状	令和8年度目標
(1)-a 市の審議会等における女性委員の登用率	33.9%	増やす
(1)-a 【市ア】※政治の場において男女の地位が平等と思う割合	11.6%	増やす
(1)-b 市職員における女性管理職（課長補佐級以上）の割合	18.3%	22.5%
(2)-a 女性活躍の推進に向けた講座参加者数	31人	増やす
(2)-b 【市ア】社会活動や地域活動の場において男女の地位が平等と思う割合	29.2%	増やす

重点目標2 働く場における男女共同参画の推進と働きやすい環境づくり

(1) 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保

雇用の場においては、男女雇用機会均等法の法整備等を通して女性を取り巻く環境は改善されてきましたが、依然として男女格差（ジェンダーギャップ）は存在しています。

性別による差別的な取り扱いや不利益な取り扱いがない職場環境づくりに向け、国や県、関係機関等と連携して、雇用の場を提供する事業所等に対して男女共同参画や労働環境の向上のための啓発を行うとともに、労働者に対して相談窓口等の周知に努めます。

〔具体的施策〕

具体的施策	内容	担当課	SDGs
a 男女均等な雇用機会確保の啓発	国や県、関係機関等と連携し、男女の均等な機会や待遇の確保が図られるよう男女雇用機会均等法の関係法や制度などの周知に努めます。	市民活動推進課 産業戦略課	
b 事業所における意識改革の推進	事業所における男女共同参画の理解を深め、その取組を支援する「やまぐち男女共同参画推進事業者認証制度」等の制度周知を図り、市内の認証事業所を増やすよう努めます。	市民活動推進課 産業戦略課	
c 労働相談に関する情報	労働条件や解雇、ハラスメント等、様々な労働問題に関する相談窓口について広く周知し、活用の推進を図ります。	市民活動推進課 産業戦略課	

(2) 女性の就業、起業等のための支援

情報通信技術（ICT）の進化などにより、テレワークを始め、多様な働き方が出来る環境が整う中、就職や再就職、起業などを希望する女性に対して、求人情報や就業能力向上、創業支援のためのセミナーなどの情報提供を行います。

〔具体的施策〕

具体的施策	内容	担当課	SDGs
a 就業に関する情報提供	ハローワーク等と連携し、就業を希望する方へ情報提供を行います。また、広報誌やホームページ等を利用し、就業相談窓口の情報を提供するとともに女性の就職や再就職等のための相談事業の支援を実施します。	市民活動推進課 産業戦略課	

b 就業能力向上のための支援	仕事に必要な知識や技術を習得するための学習機会を提供します。また、ハローワーク等と連携して就職支援セミナーや就業訓練案内等の情報提供を行います。	市民活動推進課 産業戦略課	
c 女性起業家への支援	創業意欲のある女性に対し、支援機関や関係団体等と連携しながら、多様な創業支援を行います。また、商工会議所等が実施する創業希望者を対象としたセミナー等の情報提供を行います。	市民活動推進課 産業戦略課	
d 女性の活躍推進に関する情報提供	女性の活躍推進に関する情報を収集し、広く周知に取り組みます。	市民活動推進課	

(3) 仕事と生活の調和に向けた就業環境の整備

女性の就業率が高く、共働き世帯の多い本市においては、「ワーク・ライフ・バランス」の実現は必要不可欠です。

長時間労働を前提とした働き方を見直すとともに育児・介護休業制度や短時間勤務制度などの定着を積極的に事業主に働きかけます。

〔具体的施策〕

具体的施策	内容	担当課	SDG s
a ワーク・ライフ・バランスに関する理解の推進	男女が共に充実した人生を送るために、「ワーク・ライフ・バランス」への理解や重要性を広める啓発活動に努めます。	市民活動推進課	
b 働き方に対する意識改革の促進	国や県、関係機関等が開催するセミナー情報や啓発資料の配布等により、働き方についての意識改革を促します。	市民活動推進課	
c 雇用の場の創出	新たな働き方改革として、ICT活用(テレワークなど)等の普及を推進し、雇用の場を創出します。	市民活動推進課 産業戦略課	
d 事業主等に対する啓発活動、事業所への支援制度の周知	事業主等に対して、「ワーク・ライフ・バランス」の必要性や育児・介護休業制度の取得等の啓発を行い、仕事と生活の両立ができる職場環境づくりに向け働きかけます。	市民活動推進課 産業戦略課	

〔成果指標〕

項目	令和2年度現状	令和8年度目標
(1)-a 【市ア】 職場において男女の地位が平等と思う割合	22.4%	増やす
(1)-b やまぐち男女共同参画推進事業者数	29 事業所	30 事業所
(2)-b 就業能力向上に係る研修会参加者数	191 人	増やす
(2)-c 女性の創業支援セミナー参加数	17 人	増やす
(3)-a 【市ア】「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度	20.4%	増やす
(3)-b 【市ア】 現実の生き方で「家庭生活又は地域活動と仕事を同じように両立させる」を選んだ割合	8.4%	増やす
(3)-c 女性の就職率	39.0%	増やす
(3)-d 【市ア】 事業所における「ワーク・ライフ・バランス」の認知度	41.0%	60.0%



長門ママワーカー講座

重点目標3 地域における男女共同参画の推進

(1) 地域活動における男女共同参画の推進

本市のような中山間地域においては、人口減少、少子高齢化が急速に進む中、地域の担い手不足や人間関係の希薄化など、多くの問題を抱えています。

また、地域コミュニティにおいては、性別による固定的な役割分担意識が根強く、女性の参画の妨げにもなっています。

男女が共に地域社会の一員として主体的に地域活動に参画し、それぞれの能力を十分に発揮することができるよう啓発活動に取り組みます。

〔具体的施策〕

具体的施策	内容	担当課	SDGs
a 生涯学習・生涯スポーツの推進	公民館等を利用して活動されている生涯学習グループの発表の場を提供するなど、その活動を支援します。また、誰もが気軽にスポーツに関わりを持てるスポーツ教室やスポーツイベントの開催、支援に取り組みます。	生涯学習・文化財課	
b 地域イベント・行事の活性化	地域活動の拠点となる場や地域の交流の拠点となる場を提供します。	市民活動推進課	
c NPO 法人等の市民活動団体の育成	NPO 法人などの市民活動団体に対し、組織を運営するための手法の提供や活動資源への支援を行うとともに、情報の提供を行うことで、団体の活性化を図ります。	市民活動推進課	
d 地域活動への参加促進	地域活動に参加するきっかけとなるような学習機会や情報を提供し、地域、文化、スポーツ活動等への参加を促進します。	市民活動推進課	
e ボランティア活動に参加しやすい環境の整備	誰もが気軽にボランティア活動に参加できるように、活動の場の提供やボランティアに関わる情報を提供します。	市民活動推進課 地域福祉課	
f 地域活動における男女共同参画に関する意識啓発	自治会や地域福祉・保健・環境活動などの地域活動における固定的な性別役割分担意識の解消のための啓発を行います。	市民活動推進課	
g まちづくり協議会等への女性参画の推進	まちづくり協議会等の市民協働団体における女性参画を推進します。	市民活動推進課	
h 市民団体等と連携した男女共同参画の推進	市民団体等と連携・協力し、男女共同参画の推進に向け啓発活動を行います。	市民活動推進課	

(2) 防災活動における男女共同参画の推進

東日本大震災や熊本地震等において、避難所等における男女のニーズの違いに配慮した取組の必要性や重要性が課題となりました。

女性視点を取り入れた地域防災を推進するとともに、防災に関する政策・方針決定過程や防災の現場へ女性の積極的な登用・参画を促し、男女共同参画の視点から地域の防災活動を推進します。

〔具体的施策〕

具体的施策	内容	担当課	SDG s
a 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策	男女共同参画の視点に立った地域防災計画の見直しを行うとともに、災害時の避難所運営管理等に対して女性の参画を推進します。	防災危機管理課	11 住み続けられるまちづくりを 
b 防災会議における女性参画の推進	防災会議における女性委員の積極的な登用を進め、女性の意見を導入できる環境整備を図ります。	防災危機管理課	11 住み続けられるまちづくりを 
c 女性の消防団等への加入促進	消防団の女性団員の加入促進や婦人防火クラブ員の充実のため、募集等の広報活動を実施します。	消防本部	11 住み続けられるまちづくりを 
d 防災活動への女性参画の推進	自治会や自主防災組織等が実施する防災活動や訓練において、女性の参画を積極的に推進します。	防災危機管理課	11 住み続けられるまちづくりを 

〔成果指標〕

項目	令和2年度現状	令和8年度目標
(1)-a 公民館等主催事業数	51 事業	65 事業
(1)-a スポーツ推進委員等による出前講座の実施回数	12 回	22 回
(1)-a 各公民館等における社会教育関係団体の登録数	279 団体	300 団体
(1)-d 【市ア】社会活動や地域活動の場において男女の地位が平等と思う割合【再掲】	29.2%	増やす
(1)-e ボランティア登録者数	487 人	580 人

重点目標4 農林水産業における男女共同参画の推進

(1) 女性の起業等への支援

農業分野においては、集落営農法人や認定農業者への農地集積が進んでいますが、農林水産業全ての分野において、後継者・担い手の育成・確保が課題として挙げられます。

農林漁業の生産と加工・販売の一体化も着実に進め、男女の固定的な性別役割分担意識や性差に関する無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）にとらわれず、農林水産業における女性の経営や起業等に対する支援を行います。また、能力開発の支援など関係団体と連携して取り組み、地域に提言できる女性リーダーの育成を推進します。

〔具体的施策〕

具体的施策	内容	担当課	SDG s
a 女性の起業等への支援	経営や企業活動に意欲のある女性に対し支援を行います。	農林水産課	
b 女性リーダーの育成	農山漁村における女性の経営管理能力の向上や技術習得等に向けた研修・情報提供に努め、女性リーダーの育成を推進します。	農林水産課	



働くを応援！女性活躍研究会

(2) 女性が能力を發揮できる環境整備

本市では、基幹産業でもある農林水産業等において、AIやIoTなど、先端情報技術を活用したスマート農業の導入支援を行っています。スマート農業の推進により、省力化が図られ、就業環境が改善・向上することで、女性が参画しやすい環境づくりを進めます。

また、引き続き家族経営協定の締結を推進し、方針決定の場への女性の参画を拡大することで、第1次産業分野への女性参画を促進します。

〔具体的施策〕

具体的施策	内容	担当課	SDGs
a 農山漁村における男女共同参画の意識啓発	農林水産業等に従事する男女の就業条件や生活環境の改善を図るための啓発活動を行います。	農林水産課	5 ジェンダー平等を 実現しよう 
b 方針決定の場へ女性参画の拡大	女性の職域拡大や管理職等への登用など、方針決定過程への参画が図られるよう啓発を行います。	農林水産課	5 ジェンダー平等を 実現しよう 
c 家族経営協定などによる就労環境改善の推進	家族間の役割分担や就業条件を明確にした家族経営協定締結の啓発と普及に努め、男女共同参画への気運を高めます。	農林水産課	5 ジェンダー平等を 実現しよう 

〔成果指標〕

項目	令和2年度現状	令和8年度目標
(1)-a 農山漁村女性起業グループ数	農業)28グループ 漁業)1グループ	農業)35グループ 漁業)2グループ
(2)-c 家族経営協定締結数(文書締結数)	農家)22件	農家)30件



山口県漁業協同組合長門女性部による料理教室

基本目標Ⅱ 性別にとらわれない、共同参画意識の醸成

〔現状と課題〕

アンケートによると、男女の地位の平等感について、「平等である」と回答した人は、社会全体で13.2%となり、前回調査より2.4ポイント増加しています。しかしながら、「男性の方が優遇」又は「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と回答した人は、社会全体で68.8%を占め、前回より10.3ポイント増加しています。

コロナ禍の影響でテレワーク等の在宅も多くなり、新しい生活スタイルが模索されている今日、固定的な社会通念や性別役割分担の意識に変化を生じさせ、それがワーク・ライフ・バランスの認知度の上昇にも影響していると考えられます。

ジェンダー平等の下、固定的な性別役割分担ではなく、男女が尊重し合い、自然と互いの役割分担ができるよう、人権教育としても取組を進めていく必要があります。

重点目標1 男女共同参画社会づくりに向けた意識の醸成

(1) 市民意識の醸成に向けた取組の推進

男女共同参画社会の実現に向け、ジェンダー平等の視点の下、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男女共同参画に関する認識やその意義についての正しい理解を深めることができるよう、全ての年代に向け、わかりやすく効果的な広報、啓発活動に努めます。

〔具体的施策〕

具体的施策	内容	担当課	SDGs
a 男女共同参画に関する広報・啓発活動	広報誌やホームページ等を活用し、男女共同参画の理解と認識を深めます。また、男女共同参画月間（10月）等を中心に啓発活動に取り組みます。	市民活動推進課	5 ジェンダー平等を 実現しよう 
b 男女共同参画に関する講演会や講座等の開催	男女共同参画についての理解を深めるための講演会や講座などを開催し、意識啓発に努めます。	市民活動推進課	5 ジェンダー平等を 実現しよう 
c 男女共同参画の視点に配慮した表現の推進	男女共同参画の視点に配慮した広報、刊行物を作成するよう努めます。	企画政策課	5 ジェンダー平等を 実現しよう 
d 市職員研修等の実施	男女共同参画及び人権尊重意識を持って市施策の計画執行ができるように、市職員に対して研修を実施します。	総務課	4 質の高い教育を みんなに 

e 男女共同参画に関する市民意識等調査の実施	計画の策定時などに市民及び事業所等を対象に意識・実態調査を実施し、その動向を把握するとともに、施策等の効果について検証を行います。	市民活動推進課	
f 男女共同参画に関する情報の収集	男女共同参画に関する国や県、関係機関等の取組について情報を収集します。	市民活動推進課	
g 市施設等における男女共同参画に関する情報提供の充実	本庁、支所及び図書館、公民館等の各施設の情報コーナーにおいて男女共同参画に関する情報提供の充実を図ります。	市民活動推進課	

(2) 人権を尊重した取組の推進

幼少期からの人権と個性を尊重する心を育むために、男女共同参画の視点に立った家庭教育の充実を図るとともに、生涯にわたり人権教育や男女共同参画を学ぶことができるよう学習の場や機会を提供します。

また、性的志向や性自認を理由として差別されることがないように、性の多様性を認め合い、互いの人権を尊重し合える意識啓発を促進します。

〔具体的施策〕

具体的施策	内容	担当課	SDGs
a 人権教育・男女共同参画に関する学習機会の充実	人権教育・男女共同参画に関する理解を深めるための学習機会の充実を図ります。また、図書館などにおいて、男女共同参画に関する図書や資料の充実を図ります。	市民活動推進課 生涯学習・文化財課	
b 性の多様性についての理解を深める啓発の促進	研修会等を通じて性の多様性についての正しい理解と関心を深める啓発活動を行います。	市民活動推進課	



男女共同参画啓発に係る出張授業

(3) 男性の家事・育児等への参画推進

男女がともに仕事と家庭の責任を分かち合える社会の実現のためには、男性の家庭生活への参画は不可欠です。男性の固定的な性別役割分担意識の改革を図り、男性が家事や育児、介護等を自らのことと捉え、主体的に参画するための意識啓発に努めます。

〔具体的施策〕

具体的施策	内容	担当課	SDG s
a 家庭生活での男女協働の意識改革	家庭における「固定的な性別役割分担」の意識から、「協働」の意識を育てるための広報、啓発活動に取り組みます。	市民活動推進課	
b 男性の参画を促すための啓発	男性の家庭生活への参画を促進するため、男性の固定的な性別役割分担意識の改革に向けた啓発活動に取り組みます。	市民活動推進課	
c 家事・育児等に関する学習機会の充実	男性が積極的に家事や育児等に関わることができるよう、学習機会の提供に努めます。	子育て支援課 健康増進課 生涯学習・文化財課	

〔成果指標〕

項目	令和2年度現状	令和8年度目標
(1)-d 職員研修参加職員数	2回 79人	2回 100人
(1)-e 【市ア】社会全体において男女の地位が平等と思う割合	13.2%	増やす
(1)-e 【市ア】社会通念、しきたりや慣習において男女の地位が平等と思う割合	12.7%	増やす
(1)-e 【市ア】「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に同感する割合	7.9%	減らす
(3)-a 【市ア】家庭生活において男女の地位が平等と思う割合	31.9%	増やす
(3)-c 【総】※パパママ入門教室の初妊婦家族参加率	35.3%	40.0%
(3)-c 男性（親子）を中心とした公民館事業数	5事業	10事業

※【総】…長門市総合計画における目標指標（KPI）。以降同様。

重点目標2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

(1) 多様な選択を可能にする教育・学習の推進

学校や保育園、家庭、職場、地域社会において、一人ひとりが自立と思いやりの意識を育み、個人の尊厳と男女共同参画の意識を形成することができる教育の充実を図ります。また、子どもたちが性別に関わらず、それぞれの生き方や能力、適性に応じて、主体的に進路を選択する能力・態度を身に付けることができるよう、男女共同参画の視点に立った教育を推進します。

〔具体的施策〕

具体的施策	内容	担当課	SDG s
a 男女共同参画の視点に立った教育の推進	学校や保育園等において、子どもの発達段階に応じて、人権の尊重や男女共同参画の意識を育てる教育を推進します。	子育て支援課 学校教育課 市民活動推進課	
b 保育・教育関係者等の男女共同参画意識の高揚	保育・教育関係者等が男女共同参画の理念を理解し、男女共同参画の意識を高めていくよう促します。	子育て支援課 学校教育課	
c 多様な選択を可能にする指導の充実	子どもたちが固定的な性別役割分担にとらわれず、多様な生き方の選択ができるよう、男女共同参画の視点に立った指導の充実に努めます。また、総合的な学習の時間での職場体験などに際しては、性別に関わらずそれぞれの個性を尊重して実施し、主体的な選択能力の育成を図ります。	学校教育課	
d 家庭教育の充実	性別にかかわらず、個性を尊重し能力を十分に伸ばせるような家庭教育の充実を図るため、保育園、幼稚園及び小・中学校保護者等が実施する家庭教育学級の活動を支援します。	生涯学習・文化財課	
e 女性のスキルアップ支援	女性のスキルアップやキャリアアップ等、社会のあらゆる分野で活躍できる力を付けるため、学習機会の提供に努めます。	市民活動推進課 産業戦略課 生涯学習・文化財課	

(2) 国際交流を通じた男女共同参画の推進

ロシア・ソチ市との姉妹都市交流をはじめとした国際交流を積極的に進め、世界各国の文化に触れることで、互いの多様性を認め合える多文化共生社会の実現を目指します。

また民間レベルにおける国際交流事業について、引き続き支援を行っていくとともに、国際社会で活躍できる人材を育成するために、外国人や外国語などに触れる機会を設けるなど、国際教育の充実を図ります。

〔具体的施策〕

具体的施策	内容	担当課	SDG s
a 国際交流の推進	国際交流を積極的に進め、市民が世界各国の文化に触れる機会を増やします。	観光政策課	

〔成果指標〕

項目	令和2年度現状	令和8年度目標
(1)-a 男女共同参画の問題に関する授業を年間指導計画に位置付けて実施している学校の割合	100%	100%
(1)-a 若年層を対象とした男女共同参画啓発に係る出張授業実施箇所数	0 箇所	2 箇所
(1)-a 【市ア】学校教育の現場において男女の地位が平等と思う割合	47.0%	増やす
(1)-b 男女共同参画の問題に関する研修を2年に1回以上実施している学校の割合	80%	80%
(1)-d 【総】家庭教育学級参加率	12.4%	30.0%
(1)-e 女性のスキルアップ等研修会参加者数	84 人	増やす
(1)-e 公民館等における女性を中心とした事業数	4 事業	10 事業

基本目標Ⅲ 誰もが、安全・安心に暮らせる社会づくり

〔現状と課題〕

アンケートによると、「配偶者等からの暴力の被害経験の有無」について、被害経験があると回答した人は27.0%で、前回の調査よりも23.4ポイント増加し、被害者の割合が高くなっています。そうした中で、「配偶者等からの暴力の被害の相談の有無」については、「相談しなかった」人は60%を超え、前回調査と比較すると27.0ポイント増加しています。

本市では、長門市DV対策推進ネットワーク会議において、県・警察・関係機関等の連携により、相談体制の整備・充実を図っています。今後も一層、あらゆる暴力の根絶に向けて、暴力を許さない気運の醸成とともに、被害者が相談しやすい体制づくりを通じ、被害の潜在化を防ぐ必要があります。

また、「老後の不安要因」について65.9%の人が「健康に過ごせるか」と回答しています。市民誰もが、生涯を通じて安心に暮らせるために、全庁的な健康支援の取組が必要となっています。

重点目標1 配偶者等からの暴力への対策の推進【DV対策基本計画】

配偶者等からのあらゆる暴力の根絶に向け、関係機関と連携し、暴力を許さない気運の醸成とともに、被害者が安心して相談できる体制づくりと自立支援の取組を推進するため、本目標をDV対策基本計画として位置づけ、DVの防止と施策の充実を図ります。

(1) 暴力を根絶するための基盤づくり

配偶者等からの暴力や性犯罪・性暴力、ストーカー行為、各種ハラスメント行為は、決して許されるものではありません。その被害者の多くが女性であり、男女共同参画社会を形成していく上で、克服すべき重要な課題です。

また、SNSなどのインターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、暴力の形態も多様化していることから、特に若年層に向けた予防啓発に取り組めます。

〔具体的施策〕

具体的施策	内容	担当課	SDG s
a 暴力の根絶に向けた広報、啓発	すべての男女が DV 等の暴力について正しく理解し、社会全体で暴力を許さない意識づくりをしておくため、ホームページやリーフレット等を活用し、啓発活動に取り組みます。	市民活動推進課	
b 若年層に対するデート DV 等に関する啓発	若年層に対して、デート DV 等に関する正しい理解を促進するための啓発に努めます。	市民活動推進課	
c 犯罪防止の環境整備	防犯灯の設置により、犯罪を未然に防ぎます。	防災危機管理課	

(2) DV 対策の推進

配偶者等の身近な者からの暴力は、被害者の多くがどこにも相談せずに、暴力が潜在化、深刻化する傾向にあります。被害者が相談しやすい環境を整備し、関係機関・団体と連携して被害者の保護や支援に努めます。

〔具体的施策〕

具体的施策	内容	担当課	SDG s
a 相談窓口の周知	広報誌やホームページ、リーフレットの配布等により、相談窓口の周知に取り組みます。また、保健事業や子育て事業における各種手続の際など、様々な機会を通じて相談窓口の周知に努めます。	市民活動推進課	
b 相談体制の充実	被害者の置かれている状況や背景を理解しながら適切に対応するなど、被害者が安心して相談できる体制の充実を図ります。また、関係機関との連携を強化し、きめ細かな対応ができるように努めます。	市民活動推進課	
c DV 防止、早期発見のための関係機関連携強化	DV の未然防止や早期発見のため、関係機関の連携を強化します。	市民活動推進課	
d DV 被害者への支援体制の充実	被害の状況に応じて迅速に対応するため、県男女共同参画相談センターや警察等の関係機関と連携を強化します。また、被害者の自立支援に向けた相談や情報支援にも努めます。	市民活動推進課	

(3) ハラスメント等への対策の推進

近年、世界的にも SNS を中心にハラスメントや性暴力などの性被害の経験を告発する大規模な社会運動がおこっている状況です。

家庭、地域、職場等のあらゆる場において、各種ハラスメントを防止するため、啓発活動に努めるほか、特に女性が抱える様々な課題・困難に対応出来るよう SNS 等を活用した情報発信や相談体制の充実に努めます。

〔具体的施策〕

具体的施策	内容	担当課	SDGs
a ハラスメント等の防止への啓発	広報誌やホームページ等を通じて、職場や学校等のあらゆる場におけるハラスメントやマタニティ・ハラスメント等の防止について啓発を図ります。	市民活動推進課	5 ジェンダー平等を 実現しよう 

〔成果指標〕

項目	令和2年度現状	令和8年度目標
(1)-a 【市ア】 仕事に就くことや外出を制限することが「暴力にあたるとは思わない」と回答した割合	12.1%	減らす
(1)-c 【市ア】 デートDVについて「知っている」と回答した割合	35.2%	増やす
(2)-a 【市ア】 男女間の暴力について、相談できる窓口を「知っているところはない」と回答した割合	16.5%	減らす
(3)-a 【市ア】 ハラスメント防止に関して取組を行っている事業所の割合	31.1%	減らす



DVに関する啓発リーフレット

重点目標 2 生涯を通じた健康支援

(1) 妊娠、出産期、子育て期における支援

女性の就業率が高い本市において、男女が共に仕事と家事や育児を両立することができるよう、妊娠・出産の可能性のある女性に対して、働きながら安心して出産や育児ができる支援体制の整備に努め、ニーズに応じた多様な保育サービスを提供します。

〔具体的施策〕

具体的施策	内容	担当課	SDGs
a 妊娠期からの母子保健の充実	妊娠届出時から、安心して出産・育児ができるよう、健診や相談等支援体制を充実させます。産前・産後サポートステーションの周知を図り、妊娠期から健康や育児への不安や悩みに対する切れ目のない支援を行います。	健康増進課	
b 子育てに関する相談業務の充実	保育園や学校、地域子育て支援センター、産前・産後サポートステーション等関係機関と連携しながら、子育てに関する情報提供や相談・助言体制の充実に努めるとともに、広報誌やホームページ等を活用して相談窓口の周知を図ります。また、児童虐待防止のため、関係機関等との連携を強化し、相談体制の充実に努めます。	子育て支援課 健康増進課	
c 多様な働き方を支援するための保育サービスの充実	乳幼児保育をはじめ、延長保育や休日保育、一時保育及び病児保育事業の充実を図るなど、多様化する保育ニーズへの対応に努めます。	子育て支援課	
d 放課後等の子どもの居場所づくり	放課後児童クラブや放課後子ども教室を開設し、放課後など昼間家庭に保護者がいない小学校就学児等に対して授業の終了後等に安心かつ安全な居場所を提供します。また、希望するすべての子どもが利用できる体制を整備していきます。	子育て支援課 生涯学習・文化財課	
e 地域における子育て支援体制	地域全体で子育て支援を促進するため、ファミリーサポートセンター事業の円滑な運営を図ります。	子育て支援課	
f 経済的な支援の継続	子育て世帯に対する医療費負担軽減や多子世帯への保育料軽減などをはじめとした経済的支援を継続して実施します。	子育て支援課	

(2) 現役世代に対する支援

本市の健康寿命は県内でも低い水準にあり、青壮年期の健康づくりへの取組の意識が依然として低い状況です。仕事と生活を両立させ、心豊かな人生を送るためには、心身の健康が何よりも重要となりますので、ライフスタイルやライフステージに応じた保健サービスの充実、健康づくりへの支援を行います。

〔具体的施策〕

具体的施策	内容	担当課	SDGs
a 成人保健の推進	健康診査や保健指導の充実を図り生活習慣病の予防や早期発見に努め、健康管理を支援します。	健康増進課	
b こころの健康づくりの推進	こころの健康についての啓発や相談・支援体制づくりに努めます。	健康増進課	
c 働く女性の健康維持推進	働く女性の健康維持促進のため、労働基本法の母子保護規定の周知を行い、妊産婦にやさしい職場環境づくりを促進します。	市民活動推進課 健康増進課 産業戦略課	

(3) シニア世代の健康寿命の延伸に向けた取組の推進

介護に関しては、他の家事や子育て等に比べて依然として女性への負担が大きくなっている状況があります。また、家族の介護が必要となった際の介護者の支援は十分とはいえない現状であるため、介護者の支援体制を整え、介護者がいきいきと過ごせる環境づくりに努めます。

〔具体的施策〕

具体的施策	内容	担当課	SDGs
a 介護者への支援体制の充実	介護者の高齢化など、介護者が抱える身体的・精神的負担の軽減を図るため、介護者に対する支援体制の充実を図るとともに、介護支援に関する情報提供に努めます。	高齢福祉課	
b 介護予防の充実	高齢者の介護予防の取組が進むよう普及啓発に努めるとともに、地域における介護予防活動を支援します。	高齢福祉課	
c 認知症高齢者への支援の充実	認知症に対する正しい知識の普及啓発に努めます。また、早期対応につなげられるよう相談体制の充実を図り、認知症の方とその家族が住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援します。	高齢福祉課	

〔成果指標〕

項目	令和2年度現状	令和8年度目標
(1)-a 【総】 マタニティ教室の初妊婦参加率	35.3%	50.0%
(1)-a 【総】 産前産後サポートステーション相談件数	1,290 件	1,300 件
(1)-b 【総】 育児相談参加率	51.8%	60.0%
(1)-d 放課後児童クラブ待機児童数	0 人	維持
(1)-d 放課後子ども教室登録率	59.9%	80.0%
(2)-a 【総】 女性特有のがん検診受診率	乳 16.5% 子宮 15.6%	乳 35.0% 子宮 35.0%
(2)-b 【総】 ゲートキーパー養成講座修了者数	538 名	700 名
(2)-c 【総】 母子健康手帳交付の啓発チラシ配布率	100%	維持



妊娠・出産・育児に関する制度啓発チラシ

重点目標3 誰もが安心して暮らせる環境の整備

(1) ひとり親家庭が安心して暮らせる環境づくり

子どもの養育や健康面の不安、経済的な問題を抱えるなど、様々な困難な状況におかれているひとり親家庭に対して、それぞれの状況に応じた相談体制の充実や自立のための支援を行います。

〔具体的施策〕

具体的施策	内容	担当課	SDGs
a 相談業務の充実	母子父子自立支援員や家庭児童相談員等による各相談業務の周知を図り、相談しやすい体制づくりに努めます。また、支援に関する様々な情報を提供します。	子育て支援課	
b 就労支援の推進	ハローワーク等と連携し、職業訓練センター等における就労に必要な知識や技術習得に関する情報提供や就業支援を行います。	子育て支援課	
c 経済的支援制度の周知	児童扶養手当や医療費助成、ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金、貸付支援などのひとり親家庭に対する支援制度について広く周知します。	子育て支援課	

(2) 高齢者が安心して暮らせる環境づくり

高齢者が住み慣れた地域において安心して暮らせるよう、相談業務の充実や支援体制の整備を図ります。また、生涯を通じていきいきと暮らすことができるよう、積極的に社会参加できるような支援を推進します。

〔具体的施策〕

具体的施策	内容	担当課	SDGs
a 高齢者の総合相談窓口の充実	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域包括支援センターにおいて高齢者等の介護や健康等に関する多様な相談に対応するとともに、必要に応じて適切な機関や制度、サービスにつなぎ、継続的・包括的支援を行います。	高齢福祉課	
b 生きがいづくり活動の支援	生きがいづくり活動を支援し、高齢者の社会参加を推進します。	高齢福祉課	
c 高齢者の見守り体制の整備	高齢者単身世帯や高齢者夫婦世帯等が孤立することがないように、地域、家族、関係機関とのネットワークを構築し、急病等の緊急事態に迅速に対応できる体制を整備します。	高齢福祉課	

(3) 障害者等が安心して暮らせる環境づくり

障害の有無によって分け隔てられることのない社会を実現するために、障害福祉サービスの充実はもちろんのこと、障害のある人の社会参加、障害に関する理解の促進や啓発に努めます。

〔具体的施策〕

具体的施策	内容	担当課	SDG s
a 障害福祉サービスの充実	障害者が地域社会において安心して暮らせるよう障害福祉サービスの充実を図ります。	地域福祉課	
b 相談業務の充実	障害福祉サービスの利用に必要な情報の提供や助言、支援を行うなど、障害のある人の自立生活を支援するための相談支援事業を実施します。また、介護者の負担軽減のため、介護に関する不安や悩みの解消を図ります。	地域福祉課	
c 自立支援の充実	障害のある人が地域社会において自立した生活を送ることができるよう、就労支援や学習機会の提供に努めます。	地域福祉課	

〔成果指標〕

項目	令和2年度現状	令和8年度目標
(2)-a 高齢者の総合相談件数	1,346 件	1,500 件
(2)-c 【総】地域見守り体制整備事業利用者数	228 人	240 人
(3)-a 【総】障害福祉サービス等給付事業利用率	20.0%	20.5%

第5章 計画の推進

第5章 計画の推進

1 計画の推進

この計画の推進にあたっては、市民、事業者、各種機関・団体等の理解と協力が不可欠であり、市においても男女共同参画社会形成に向けて全庁的に取り組む必要があります。

このため、「長門市男女共同参画推進条例」の基本理念に基づき、市民や事業者、関係機関等との連携を強化しながら、施策の効果的な実施に向けた取組を推進します。

2 推進体制

他機関等との連携強化を図り、男女共同参画に関する施策の総合的な推進体制をさらに充実させ、積極的な事業展開を目指します。

(1) 市民、事業者、各種機関・団体等との連携・協働

社会の構成員それぞれが、相互に連携しながら男女共同参画に主体的に取り組み、実践の拡大を促進するため、市民や事業者、各種機関・団体等との連携を強化し、協働による取組を推進するとともに、男女共同参画に関する活動に対する支援を行います。

(2) 庁内の推進体制強化

男女共同参画社会の実現を目指し、副市長を本部長とする長門市男女共同参画推進本部が本市における男女共同参画関連施策の総合的かつ効果的な推進を図ります。

長門市男女共同参画審議会から助言や提言等を受け、推進体制の更なる充実を図ります。

(3) 国、県との連携

男女共同参画の推進に関する様々な施策を、国や県と連携して推進します。

3 計画の進行管理

毎年度、男女共同参画に関する本計画に基づく施策の進捗状況を取りまとめ、検証します。

また、その検証結果を公表します。

附属参考資料

男女共同参画社会基本法

(平成十一年法律第七十八号)

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則（平成十一年七月一六日法律第一〇二号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。
附 則（平成十一年一月二日法律第一六〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定公布の日

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年法律第六十四号)

目次

- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 基本方針等（第五条・第六条）
- 第三章 事業主行動計画等
 - 第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）
 - 第二節 一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）
 - 第三節 特定事業主行動計画（第十九条）
 - 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二條—第二十九條）
- 第五章 雑則（第三十条—第三十三条）
- 第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
- イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
- ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
- ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又

は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

（基準に適合する認定一般事業主の認定）

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（特例認定一般事業主の特例等）

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

（特例認定一般事業主の表示等）

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

（特例認定一般事業主の認定の取消し）

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。

二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二

条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財政上の措置等）

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置そ

の他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
 - 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
 - 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
 - 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（この法律の失効）

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成二九年三月三十一日法律第一四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二・三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日（罰則に関する経過措置）

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和元年六月五日法律第二四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

(平成三十年法律第二十八号)

(目的)

第一条 この法律は、社会の対等な構成員である男女が公選による公職又は内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官若しくは大臣補佐官若しくは副知事若しくは副市町村長の職（以下「公選による公職等」という。）にある者として国又は地方公共団体における政策の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること（以下「政治分野における男女共同参画」という。）が、その立案及び決定において多様な国民の意見が的確に反映されるために一層重要となることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進について、その基本原則を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とする。

(基本原則)

第二条 政治分野における男女共同参画の推進は、衆議院議員、参議院議員及び地方公共団体の議会の議員の選挙において、政党その他の政治団体の候補者の選定の自由、候補者の立候補の自由その他の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。

2 政治分野における男女共同参画の推進は、自らの意思によって公選による公職等としての活動に参画し、又は参画しようとする者に対するこれらの者の間における交流の機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が政治分野における男女共同参画の推進に対して及ぼす影響に配慮して、男女が、その性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

3 政治分野における男女共同参画の推進は、男女が、その性別にかかわらず、相互の協力と社会の支援の下に、公選による公職等としての活動と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

4 政治分野における男女共同参画の推進は、政党その他の政治団体が自主的に取り組むほか、衆議院、参議院及び地方公共団体の議会並びに内閣府、総務省その他の関係行政機関等が適切な役割分担の下でそれぞれ積極的に取り組むことにより、行われるものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める政治分野における男女共同参画の推進についての基本原則（次条において単に「基本原則」という。）にのっとり、政党その他の政治団体の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、政治分野における男女共同参画の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(政党その他の政治団体の努力)

第四条 政党その他の政治団体は、基本原則にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進に関し、当該政党その他の政治団体に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数に係る目標の設定、当該政党その他の政治団体に所属する公職の候補者の選定方法の改善、公職の候補者となるにふさわしい能力を有する人材の育成、当該政党その他の政治団体に所属する公選による公職等にある者及び公職の候補者についての性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止及び適切な解決その他の事項について、自主的に取り組むよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第五条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(実態の調査及び情報の収集等)

第六条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、その推進に当たって障壁となるような社会における制度、慣行、観念その他一切のもの（次項において「社会的障壁」という。）及び国内外における当該取組の状況について、実態の調査並びに情報の収集、整理、分析及び提供（同項及び第十一条において「実態の調査及び情報の収集等」という。）を行うものとする。

2 地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、当該地方公共団体における社会的障壁及び当該取組の状況について、実態の調査及び情報の収集等を行うよう努めるものとする。

(啓発活動)

第七条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進について、国民の関心と理解を深めるとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(環境整備)

第八条 国及び地方公共団体は、議会における欠席事由の拡大をはじめとする公選による公職等としての活動と妊娠、出産、育児、介護等の家庭生活との円滑かつ継続的な両立を支援するための体制の整備その他の政治分野における男女共同参画の推進に関する取組を積極的に進めることができる環境の整備を行うものとする。

(性的な言動等に起因する問題への対応)

第九条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に資するよう、公選による公職等にある者及び公職の候補者について、性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止を図るとともに、当該問題の適切な解決を図るため、当該問題の発生の防止に資する研修の実施、当該問題に係る相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第十条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画が推進されるよう、議会における審議を体験する機会の提供、公選による公職等としての活動に対する関心を深めこれに必要な知見を提供する講演会等の開催の推進その他の人材の育成及び活用に資する施策を講ずるものとする。

（その他の施策）

第十一条 国及び地方公共団体は、第七条から前条までに定めるもののほか、第六条の規定による実態の調査及び情報の収集等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、政治分野における男女共同参画の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （令和三年六月一六日法律第六七号）

この法律は、公布の日から施行する。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年法律第三十一号)

目次

前文
 第一章 総則（第一条・第二条）
 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）
 第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条）
 第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）
 第四章 保護命令（第十条―第二十二條）
 第五章 雑則（第二十三条―第二十八条）
 第五章の二 補則（第二十八条の二）
 第六章 罰則（第二十九条・第三十条）
 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）

は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

（保護命令）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するた

め、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書書の交付を請求することができる。ただし、相手方に対しては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成一六年六月二日法律第六四号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成一九年七月一日法律第一一三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則（平成二五年七月三日法律第七二号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則（平成二六年四月二三日法律第二八号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則（令和元年六月二六日法律第四六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

（その他の経過措置の政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討等）

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

長門市男女共同参画推進条例

(平成 21 年 3 月 19 日条例第 1 号)

(前文)

すべての人が、性別にとらわれずに、自分の意思で生き方を選択し、社会に参画できるようにしていくことは、私たち長門市市民の願いであります。その実現に向け、これまでも様々な取組が進められてきました。

しかしながら、家庭で、職場で、そして地域の中で、性別による固定的な役割分担意識が根強く残っており、男女の不平等感、未だに存在しています。

このような状況の中で、少子・高齢化、高度情報化等、急速に変化している社会環境に適切に対応しつつ、私たち一人ひとりが、互いにその「人格」を尊重し、かつ、責任を分かち合い、性別に関係なく自立した個人々人として、その個性と能力を十分に発揮することのできるまちづくりを進めていくことは、重要な課題であります。

ここに、市はもとより、市民及び事業者が連携して男女共同参画の取組を総合的に、かつ、計画的に推進するため、この条例を制定します。

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「男女共同参画」とは、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、かつ、共に責任を担うことをいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進するものとする。

(1) 性別による差別的取扱いを直接又は間接に受けることなく、個人としてその尊厳が重んじられ、その能力を発揮する機会が確保されること。

(2) 社会における制度又は慣行が、男女の社会における自由な活動の選択を妨げることがないように配慮されること。

(3) 男女が、社会の対等な構成員として、市の施策又は民間の団体などにおける方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

(4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援のもとに、子の養育、家族の介護などの家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、自らの意思に基づく職業生活その他の社会活動と両立できるようにすること。

(5) 男女が、互いの性についての理解を深め、生涯にわたる妊娠、出産その他の生殖に関する事項に対し、双方の意思が基本的に尊重されること、及び生涯を通じて健康な生活を営むことについて配慮するようにすること。

(6) 男女共同参画は、国際社会の動向を勘案して推進されること。

(市の責務)

第 4 条 市は、男女共同参画の推進を主要な政策と位置付け、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(市民の責務)

第 5 条 市民は、基本理念にのっとり、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。

2 市民は、男女共同参画を阻害するようなセクシャル・ハラスメント(他の者を不快にさせるような性的言動をいう。)及び男女間の暴力的行為(身体的又は精神的な苦痛を著しく与える行為をいう。)を根絶するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第 6 条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において、男女が対等に参画するよう努めるとともに、市が実施する男女共同参画に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(基本計画)

第 7 条 市長は、男女共同参画に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 市長は、基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ市民の意見を反映することができるよう配慮しなければならない。

3 市長は、基本計画を策定するにあたっては、あらかじめ第 16 条に規定する長門市男女共同参画審議会の意見を聞かなければならない。

4 市長は、基本計画を策定したときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

5 前 3 項の規定は、基本計画の変更についてこれを準用する。

(施策実施における配慮)

第 8 条 市は、その実施する施策の全般にわたり、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(調査研究)

第 9 条 市は、男女共同参画に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するものとする。

(市民の理解を深めるための措置等)

第 10 条 市は、毎年 10 月を男女共同参画推進月間と定めるとともに、市民及び事業者が男女共同参画に関する理解を深めるよう啓発活動及び学習の機会の提供等必要な措置を講ずるものとする。

(民間活動に対する支援)

第 11 条 市は、市民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第 12 条 市は、国、県、市民及び事業者と連携し、男女共同参画に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

(実施状況等の公表)

第 13 条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等を取りまとめ、公表するものとする。

(苦情への対応)

第 14 条 市長は、市が実施する男女共同参画に関する施策又は推進に影響を及ぼすと認められる施策について、市民又は事業者から苦情の申出を受けた場合は、適切な対応に努めるものとする。

(相談の申出の処理)

第 15 条 市長は、男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合の被害者の相談に対応するため、関係機関と連携し、適切な処理を講ずるよう努めるものとする。

(男女共同参画審議会の設置)

第 16 条 男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議するため、長門市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、前項に定めるもののほか、男女共同参画の推進に関する事項について、市長に意見を述べることができる。

3 審議会は委員 20 人以内で組織し、委員は市長が委嘱する。

4 男女のいずれか一方の委員の数は、委員総数の 10 分の 3 未満としてはならない。

5 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 17 条 審議会に、委員の互選により、会長及び副会長を置く。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第 18 条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の過半数の者が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第 19 条 審議会の庶務は、市民生活部市民活動推進課において処理する。

(委任)

第 20 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に定められている男女共同参画の推進に関する市の計画であって、男女共同参画の施策を総合的かつ計画的に実施するためのものは、第 7 条の規定により定められた基本計画とみなす。

(長門市男女共同参画審議会条例の廃止)

3 長門市男女共同参画審議会条例(平成 17 年長門市条例第 222 号)は、廃止する。

(長門市男女共同参画審議会条例の廃止に伴う経過措置)

4 この条例の施行の日の前日までに前項の長門市男女共同参画審議会条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成 30 年 3 月 26 日条例第 6 号)

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 12 月 25 日条例第 32 号)

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

用語解説

あ

IoT

Internet of Things の略。現実世界の様々なモノが、インターネットとつながること。モノの世界で収集したデータが、通信によりインターネット空間に送信・蓄積され、データを分析・活用することで、新たな価値の創出につながる。

AI

Artificial Intelligence（人工知能）の略。学習、推論、判断策などの人間の知的な機能を人工的な方法により実現する技術のこと。

SNS

Social Networking Service の略。友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供できるサービス。

NPO

Non Profit Organization の略。「非営利組織」と訳される。医療・福祉や環境保全、災害復興、地域おこしなど、様々な分野における営利を目的としない住民の自発的意思による活動団体。

M字カーブ

日本の女性の労働力率(15歳以上人口に占める労働力人口の割合)を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山となるアルファベットの「M」のような形になることをいう。これは、結婚・出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためである。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下は見られない。

LGBT

次の言葉の頭文字をとって組み合わせた言葉。

- L（レズビアン） 心の性が女性で恋愛対象も女性
- G（ゲイ） 心の性が男性で恋愛対象も男性
- B（バイセクシュアル） 恋愛対象が女性にも男性にも向いている人
- T（トランスジェンダー） 体の性と心の性が一致しない人

か

家族経営協定

家族農業経営に携わる各世帯員が、家族間の十分な話し合いに基づき、経営方針や役割分担、世帯員全体が働きやすい就業環境等について取り決める協定のこと。

ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守るなど）を図ることができる人のこと。

固定的な性別役割分担

「男性は仕事、女性は家庭」などに表されるように、性別によって適切な役割や能力があり、それを分担しあうのが自然だとする固定観念をいう。その時代や地域の習慣・慣行、法制度などの社会構造とも密接に結び付いている。

性別役割分担意識は、一人ひとりが持つ個性や能力、性格、適正などの違いとは無関係に性別でパターン化してしまい、柔軟な発想や自己実現意欲を損なうだけでなく、生き方を狭め、女性の経済的自立や男性の身近生活の自立を妨げる要因にもなっている。

さ

参画

「参加」は仲間に加わることであるが、「参画」は単に参加するだけでなく、企画の立案や決定にも自らの意思で関わり、意見や考えを出し責任を担う主体的かつ積極的な態度や行動のこと。

産前産後サポートステーション

妊娠期から子育て期にわたるまでの総合相談支援を行うところ（子育て世代包括支援センター）で、長門市保健センター内に相談窓口が設置されている。

ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体良い、悪いという価値を含むものでなく、国際的にも使われている。

審議会

地方自治体の行政機関に、専門家や住民の意見を反映させるため、法令又は条例に基づいて設置された付属機関。「審議会」、「委員会」の名称で審査・審議・調査等の機能を持つ。

ストーカー行為

特定の者に対する好意感情又はそれが満たされなかったことに対する怨念感情を充足する目的で、その特定の者や家族に対して行うつきまとい、待ち伏せ等の行為を「つきまとい等」とし、この行為を同一の者に対し、繰り返し行うこと。

スマート農業

ロボット技術や、情報通信技術（ICT）を活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現する等を推進している新たな農業のこと。

セクシュアル・ハラスメント

性的な言動による嫌がらせ行為。男女雇用機会均等法においては、「職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されること」とされている。

Society5.0

狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続く新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画（平成28年1月22日閣議決定）において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱された。サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間社会（Society）のこと。

た

短時間勤務制度

フルタイム正社員より一週間の所定労働時間が短い勤務制度。フルタイム正社員より予定労働時間が短いことから、労働者が育児・介護、自己啓発などの必要性に応じて正社員のまま仕事を継続する、または正社員として雇用機会を得ることができるため、多様就業型ワークシェアリングの代表的制度として、その普及や定着が期待されている。

男女共同参画社会

「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参加する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」のこと。

地域包括支援センター

地域の高齢者の保健医療の向上と福祉の増進を包括的に支援することを目的として各市町に設置させる機関。高齢者本人や家族からの相談に対応し、必要な支援が持続的に提供されるように調整する。

DV（ドメスティック・バイオレンス）

Domestic Violence の略。一般的に「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」をいい、身体的暴力のみならず、精神的、性的暴力なども含まれる。その中でも恋人同士の間で起こる暴力を「デートDV」と呼ぶ。

は

ハラスメント

「他者に対する言動によって、本人の意図には関係なく、相手を不当に不快にさせるなど、精神的・身体的に苦痛を与える行為」のこと。

ファミリーサポートセンター

育児の援助を受けたい人と行いたい人が、それぞれ依頼会員と提供会員として助け合う事業で、有償ボランティアで行う。

ま

無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）

誰もが潜在的に持っている思い込みのこと。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳にきざみこまれ、既成概念、固定観念となっていく。

や

やまぐち男女共同参画推進事業者認証制度

男女共同参画社会の実現に向け、社会全体で男女共同参画を推進する機運の醸成を図るため、男女共同参画に向けた自主的な活動に積極的に取り組んでいる事業者や団体等を「やまぐち男女共同参画推進事業者」として認証し、広報や必要な情報の提供等を通じてその活動を支援する制度。

わ

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

誰もがやりがい、充実感を持って働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域活動においても、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。



ながと男女共同参画計画（第4次）

発行 長門市

編集 長門市市民生活部市民活動推進課

〒759-4192 山口県長門市東深川 1339 番地 2

TEL:0837-23-1185 FAX:0837-22-9077

<https://www.city.nagato.yamaguchi.jp>